

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2018年12月
(第2回訂正分)

株式会社リンク

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2018年12月14日に近畿財務局長に提出し、2018年12月15日にその届出の効力は生じております。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2018年11月19日付をもって提出した有価証券届出書及び2018年12月5日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集160,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し125,200株（引受人の買取引受による売出し88,000株・オーバーアロットメントによる売出し37,200株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、2018年12月13日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社は、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、1,000株を、福利厚生を目的に、リンク社員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2【募集の方法】

2018年12月13日に決定された引受価額(3,293.60円)にて、当社と引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格3,580円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売価に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「256,128,000」を「263,488,000」に訂正
「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄:「256,128,000」を「263,488,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であります。

5. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。

6. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(注) 5. の全文削除及び6. 7. の番号変更

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「発行価格(円)」の欄:「未定(注)1.」を「3,580」に訂正

「引受価額(円)」の欄:「未定(注)1.」を「3,293.60」に訂正

「資本組入額(円)」の欄:「未定(注)3.」を「1,646.80」に訂正

「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)4.」を「1株につき3,580」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定に当たりましては、仮条件(3,380円~3,580円)に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

①申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。

③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規上場株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、3,580円と決定いたしました。

なお、引受価額は3,293.60円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格(3,580円)と会社法上の払込金額(2,873円)及び2018年12月13日に決定された引受価額(3,293.60円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は1,646.80円(増加する資本準備金の額の総額263,488,000円)と決定いたしました。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき3,293.60円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

7. 販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
(略)

(注) 8. の全文削除

4【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受けの条件」の欄：

2. 引受人は新株式払込金として、2018年12月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき3,293.60円）を払込むことといたします。
3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき286.40円）の総額は引受人の手取金となります。

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と2018年12月13日に元引受契約を締結いたしました。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「512,256,000」を「526,976,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「507,256,000」を「521,976,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であります。

(2)【手取金の使途】

上記の手取概算額521,976千円については、「1 新規発行株式」の（注）4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限122,522千円と合わせた手取概算額上限644,498千円について、「sinopsシリーズ」の新製品開発及びビッグデータ対応等の研究開発費及びソフトウェア制作費として318,707千円、sinops事業の拡大に伴う人材確保のための人材採用費及び人件費として260,791千円、知的財産権の取得に係る費用に65,000千円を充当する予定であります。

具体的な充当時期は、研究開発費及びソフトウェア制作費については、2019年12月期に100,204千円、2020年12月期に83,503千円、2021年12月期に135,000千円を予定しており、人材採用費及び人件費については、2019年12月期に63,830千円、2020年12月期に87,000千円、2021年12月期に109,961千円を予定しており、知的財産権の取得に係る費用については、2019年12月期に10,000千円、2020年12月期に15,000千円、2021年12月期に40,000千円を予定しております。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2018年12月13日に決定された引受価額（3,293.60円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格3,580円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「306,240,000」を「315,040,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「306,240,000」を「315,040,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
 4. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
 5. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
- (注)3. 4. の全文削除及び5. 6. 7. の番号変更

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の記載の訂正>

- 「売出価格(円)」の欄:「未定(注)1.(注)2.」を「3,580」に訂正
「引受価額(円)」の欄:「未定(注)2.」を「3,293.60」に訂正
「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)2.」を「1株につき3,580」に訂正
「元引受契約の内容」の欄:「未定(注)3.」を「(注)3.」に訂正

<欄外注記の訂正>

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。
3. 元引受契約の内容
金融商品取引業者の引受株数 株式会社SBI証券 88,000株
引受人が全株買取引受けを行います。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき286.40円)の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と2018年12月13日に元引受契約を締結いたしました。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

<欄内の数値の訂正>

- 「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄:「129,456,000」を「133,176,000」に訂正
「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄:「129,456,000」を「133,176,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、株式会社SBI証券が行う売出しであります。
 5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
- (注)5. の全文削除及び6. の番号変更

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

- 「売出価格(円)」の欄:「未定(注)1.」を「3,580」に訂正
「申込証拠金(円)」の欄:「未定(注)1.」を「1株につき3,580」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により、2018年12月13日に決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である南谷浩（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2018年11月19日及び2018年12月4日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式37,200株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 37,200株
(2)	募集株式の払込金額	1株につき2,873円
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	2019年1月17日（木）

(注) 割当価格は、2018年12月13日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額 (3,293.60円) と同一であります。

(以下省略)

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人かつ売出人である南谷浩、並びに売出人かつ当社株主である南谷純、南谷のどか及び加藤めぐみ、並びに当社株主かつ当社役員である木村安壽、並びに当社株主である合同会社南谷ホールディングス、南谷清江、リンク社員持株会、西巻昌美、永山友和、岡本数彦及び島井幸太郎、並びに当社役員かつ新株予約権者である林亨は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2019年6月22日（土）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等は行わない旨合意しております。

また、当社株主である大石知己、紺谷健治及び久保祐、並びに新株予約権者である浅川三人は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2019年3月24日（日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。）は行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2019年6月22日（土）までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2019年6月22日（土））までの期間、継続して所有する旨の書面を 差し入れております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	リンク社員持株会（理事長 島井 幸太郎） 大阪府大阪市北区梅田一丁目12番12号 東京建物梅田ビル5階 株式会社リンク内
b. 当社と親引け先との関係	当社の社員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	当社普通株式 1,000株
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は払込みに要する資金として、社員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の社員等で構成する社員持株会であります。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、2018年12月13日に決定された「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格（**3,580円**）と同一であります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数 (株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
合同会社南谷ホールディングス	大阪府守口市豊秀町2丁目7番4号 ローレルスクウェア守口1107号	400,000	37.85	400,000	32.87
南谷 純	東京都文京区	140,000	13.25	94,000	7.73
南谷 のどか	大阪府大阪市都島区	100,000	9.46	94,000	7.73
加藤 めぐみ	広島県広島市	100,000	9.46	94,000	7.73
南谷 清江	大阪府守口市	80,000	7.57	80,000	6.57
南谷 浩	大阪府守口市	72,000	6.81	42,000	3.45
情報技術開発株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	20,000	1.89	20,000	1.64
株式会社日本アクセス	東京都品川区西品川一丁目1番1号	20,000	1.89	20,000	1.64
リンク社員持株会	大阪府大阪市北区梅田1丁目12番12号 東京建物梅田ビル5階株式会社リンク内	8,000	0.76	9,000	0.74
計	—	940,000	88.95	853,000	70.10

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、2018年11月19日現在のものであります。
2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数は、2018年11月19日現在の所有株式数に引受人の買取引受による売出し及び親引けを勘案した株式数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は株式総数に、本募集及び新株予約権による潜在株式数を加えた株式数に対する割合となります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

2018年12月
(第1回訂正分)

株式会社リンク

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第7条第1項により有価証券届出書の訂正届出書を2018年12月5日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○ 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

2018年11月19日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集160,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し125,200株（引受人の買取引受による売出し88,000株・オーバーアロットメントによる売出し37,200株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項を、2018年12月4日開催の取締役会において決議したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4. 親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○ 訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____ 罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<欄外注記の訂正>

2. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、1,000株を上限として、福利厚生を目的に、リンク社員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先（親引け先）の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

4. 上記とは別に、2018年11月19日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式37,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

(注) 2. の全文削除及び3. 4. 5. の番号変更

2【募集の方法】

2018年12月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2018年12月4日開催の取締役会において決定された会社法上の払込金額（2,873円）以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「422,960,000」を「459,680,000」に訂正
「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「228,896,000」を「256,128,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「422,960,000」を「459,680,000」に訂正
「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「228,896,000」を「256,128,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

5. 仮条件（3,380円～3,580円）の平均価格（3,480円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は556,800,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「2,873」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、3,380円以上3,580円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2018年12月13日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額（2,873円）及び2018年12月13日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

8. 引受価額が会社法上の払込金額（2,873円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4 【株式の引受け】

<欄内の数値の訂正>

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「株式会社SBI証券123,000、大和証券株式会社14,900、みずほ証券株式会社9,900、岩井コスモ証券株式会社3,700、エース証券株式会社2,500、藍澤証券株式会社1,200、エイチ・エス証券株式会社1,200、極東証券株式会社1,200、東洋証券株式会社1,200、むさし証券株式会社1,200」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 上記引受人と発行価格決定日（2018年12月13日）に元引受契約を締結する予定であります。
2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

（注） 1. の全文削除及び 2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

<欄内の数値の訂正>

「払込金額の総額（円）」の欄：「457,792,000」を「512,256,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「452,792,000」を「507,256,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件（3,380円～3,580円）の平均価格（3,480円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額507,256千円については、「1 新規発行株式」の（注）4.に記載の第三者割当増資の手取概算額上限119,100千円と合わせた手取概算額上限626,356千円について、「sinopsシリーズ」の新製品開発及びビッグデータ対応等の研究開発費及びソフトウェア制作費として318,707千円、sinops事業の拡大に伴う人材確保のための人材採用費及び人件費として242,649千円、知的財産権の取得に係る費用に65,000千円を充当する予定であります。

具体的な充当時期は、研究開発費及びソフトウェア制作費については、2019年12月期に100,204千円、2020年12月期に83,503千円、2021年12月期に135,000千円を予定しており、人材採用費及び人件費については、2019年12月期に63,830千円、2020年12月期に78,380千円、2021年12月期に100,439千円を予定しており、知的財産権の取得に係る費用については、2019年12月期に10,000千円、2020年12月期に15,000千円、2021年12月期に40,000千円を予定しております。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「273,680,000」を「306,240,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「273,680,000」を「306,240,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

3. 売出価額の総額は、仮条件（3,380円～3,580円）の平均価格（3,480円）で算出した見込額であります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

<欄内の数値の訂正>

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「115,692,000」を「129,456,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「115,692,000」を「129,456,000」に訂正

<欄外注記の訂正>

5. 売出価額の総額は、仮条件（3,380円～3,580円）の平均価格（3,480円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）3.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である南谷浩（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2018年11月19日及び2018年12月4日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式37,200株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 37,200株
(2)	募集株式の払込金額	<u>1株につき2,873円</u>
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。（注）
(4)	払込期日	2019年1月17日（木）

（注） 割当価格は、2018年12月13日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

（注）1. の全文及び2. の番号削除

（以下省略）

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人かつ売出人である南谷浩、並びに売出人かつ当社株主である南谷純、南谷のどか及び加藤めぐみ、並びに当社株主かつ当社役員である木村安壽、並びに当社株主である合同会社南谷ホールディングス、南谷清江、リンク社員持株会、西巻昌美、永山友和、岡本数彦及び島井幸太郎、並びに当社役員かつ新株予約権者である林亨は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2019年6月22日（土）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社株主である大石知巳、紺谷健治及び久保祐、並びに新株予約権者である浅川三人は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2019年3月24日（日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。）は行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2019年6月22日（土）までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（2019年6月22日（土））までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

a. 親引け先の概要	リンク社員持株会（理事長 <u>島井 幸太郎</u> ） 大阪府大阪市北区梅田一丁目12番12号 東京建物梅田ビル5階 株式会社リンク内
b. 当社と親引け先との関係	当社の社員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、1,000株を上限として、2018年12月13日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は払込みに要する資金として、社員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の社員等で構成する社員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格決定日（2018年12月13日）に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)	本募集及び引 受人の買取引 受による売出 し後の所有株 式数(株)	本募集及び引受 人の買取引受に よる売出し後の 株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
合同会社南谷ホールディ ングス	大阪府守口市豊秀町2丁 目7番4号 ローレルス クウェア守口1107号	400,000	37.85	400,000	32.87
南谷 純	東京都文京区	140,000	13.25	94,000	7.73
南谷 のどか	大阪府大阪市都島区	100,000	9.46	94,000	7.73
加藤 めぐみ	広島県広島市	100,000	9.46	94,000	7.73
南谷 清江	大阪府守口市	80,000	7.57	80,000	6.57
南谷 浩	大阪府守口市	72,000	6.81	42,000	3.45
情報技術開発株式会社	東京都新宿区西新宿六丁 目8番1号	20,000	1.89	20,000	1.64
株式会社日本アクセス	東京都品川区西品川一丁 目1番1号	20,000	1.89	20,000	1.64
リンク社員持株会	大阪府大阪市北区梅田1 丁目12番12号 東京建物 梅田ビル5階株式会社リ ンク内	8,000	0.76	9,000	0.74
計	二	940,000	88.95	853,000	70.10

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、2018年11月19日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数は、2018年11月19日現在の所有株式数に引受人の買取引受による売出し及び親引け(1,000株を上限として算出)を勘案した場合の株式数であり、本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は株式総数に、本募集及び新株予約権による潜在株式数を加えた株式数に対する割合となります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。



新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2018年11月

株式会社リンク

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式422,960千円（見込額）の募集及び株式273,680千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式115,692千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2018年11月19日に近畿財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社リンク

大阪府大阪市北区梅田一丁目12番12号 東京建物梅田ビル5階

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1. ビジョン

世界中の無駄を10%削減する

当社は、在庫を起因とした様々な無駄の解決のために、需要予測型自動発注システムを中心とした製品・サービスを提供しております。

▶ 基本理念

われわれは在庫に関わる“人”、“もの”、“金”、“時間”、“情報”を最適化するITソリューションを提供し、限りある資源を有効活用することで、広く社会に貢献するために存在している

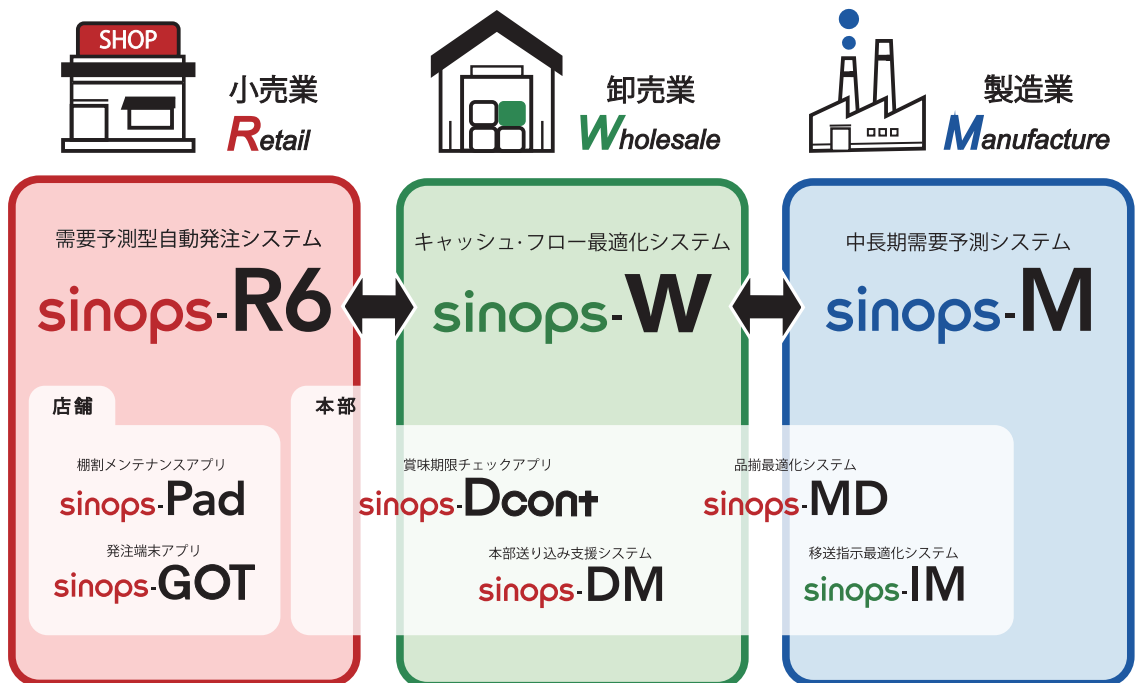
▶ ビジョン

世界中の無駄を10%削減する

2. 事業の内容

当社は「世界中の無駄を10%削減する」というビジョン実現のために、小売業・卸売業・製造業の流通三層の在庫を最適化するためのソフトウェアパッケージ群「sinops (シノプス) シリーズ」を展開しております。

▶ 「sinopsシリーズ」の事業領域

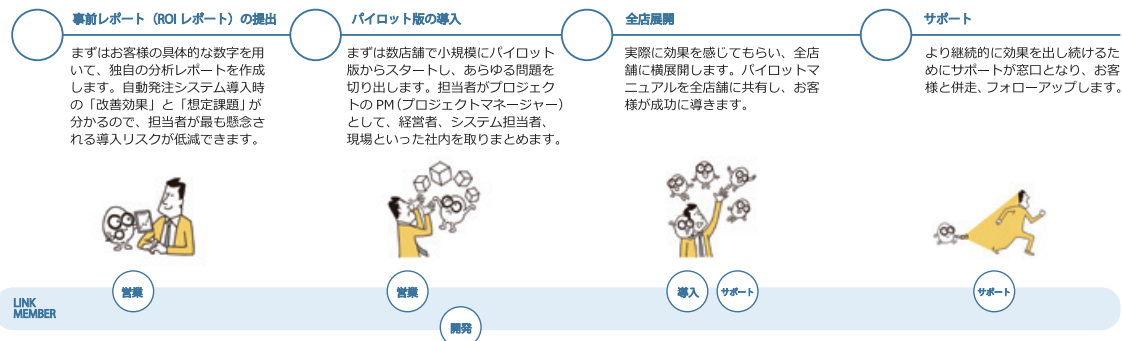


“sinops” とは

Strategic Inventory Optimum Solution (= 戦略的在庫最適化ソリューション) からの造語です。

(2010年11月商標登録済)

当社の事業は「sinops事業」の単一セグメントであり、①「sinopsシリーズ」を一括販売型で提供するパッケージ販売、②「sinopsシリーズ」を利用料型で提供するレンタル販売、③「sinops」の導入効果を最大化するためのシステム構築及び運用構築を支援する導入支援サービス、④「sinops」の日常運用を支援するサポートサービスの4つのサービスを軸に事業を展開しております。



パッケージ販売

当社のパッケージ販売は、小売業向けでは需要予測型自動発注システム「sinops-R6」を中心に、品揃え計画・棚割計画・棚割メンテナンス・発注端末・本部送り込み支援・賞味期限管理等の機能が統合されたソフトウェアパッケージ群を一括販売型で提供しております。また、卸売業向けキャッシュ・フロー最適化システム「sinops-W」、製造業向け中長期需要予測システム「sinops-M」といったように、流通三層それぞれに適したパッケージ製品を展開しております。当社のパッケージ販売の特徴は、他社事例を参考にした費用対効果の提示ではなく、顧客の実データを利用したシミュレーション結果に基づきsinops導入の費用対効果を具体的な金額で提示することにあります。

▶ 需要予測型自動発注システム「sinops-R6」

「sinops-R6」はエキスパート法によるAI機能(※)を搭載した小売業向け需要予測型自動発注システムです。特に牛乳・卵・豆腐・袋麺などの日配品や、惣菜、パンなど、賞味期限が短く、かつ、週に何度かのチラシ特売により価格も頻繁に変わるカテゴリへの自動発注における実績が多くあります。例えば、ある牛乳を50円引きで特売すると何割販売数が増えるのかの予測はもちろん、代わりに日頃最もよく売れている牛乳がその影響を受け何割販売数が減るのかというカニバリゼーション(共食状態)を正確に予測する必要があります。カニバリゼーションを考慮しなければ、商品の賞味期限が複数の日付になる前に、余った商品に値引きシールを貼って販売せざるをえなくなり、その作業の無駄と値引きによる損失が発生してしまいます。さらに悪化し、廃棄するとその損失は収益に大きな影響を与えることとなります。

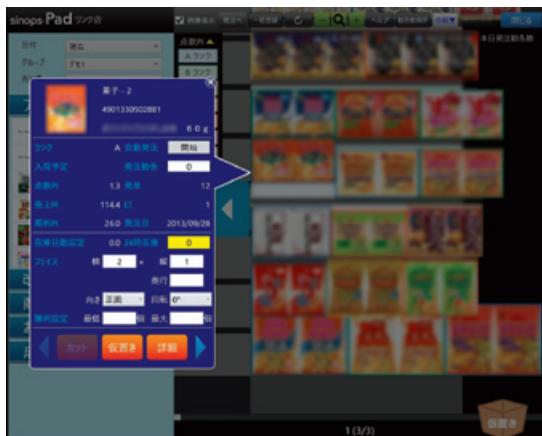
「sinops-R6」は過去のデータから商品ごとに販売価格別に数量PI(1,000人あたりの販売数)を自動計算するのみならず、影響を受けるライバル商品の数量PIも合わせて計算し必要に応じて発注数を抑制しますので、欠品による機会ロスのみならず、値引きロスや廃棄ロスをも合わせて改善することができます。



▶店舗での発注業務をタブレット1つで完結「sinops-Pad/GOT」

「sinops-Pad」は、iPad/Windowsタブレット上で棚割を修正できるシステムであり、従来の棚割システムでは非常に面倒だった棚割修正をタブレット上で直感的に操作できるシステムです。その結果、棚割りデータが現場と一致しやすくなり、最適発注を継続するための重要な要素である棚割り情報を正確に把握できるようになります。

また、「sinops-GOT」は、iPad/Windowsタブレットを発注端末として利用できるシステムであり、「sinops-Pad」とセットで利用することで、店舗の発注関連業務をワンストップで解決できます。



「sinops-Pad画面」



No.	品名	単価	在庫	発注	仕入	仕入
1	4902820020557 140g	¥111 11.9	10	~ A	¥111 0	¥111 0
2	4901001319497 42g	¥36 14.1	10	~ A	¥36 0	¥36 0
3	490288054636 120g	¥54 15.5	12	~ A	¥54 0	¥54 2
4	4902820020113 134g	¥49 26.3	10	~ A	¥49 0	¥49 1
5	49180732 130g	¥168 4.7	3	~ B	¥168 0	¥168 50

「sinops-GOT画面」

レンタル販売

レンタル販売は、パッケージ販売の一括販売型と異なり、利用料型で提供しております。顧客にとっては、ライセンス費用やサーバ費用といった初期導入コストを抑えられることがメリットとなります。

導入支援サービス

導入支援サービスは、「sinopsシリーズ」を導入する企業に対して、基幹システムとのデータ連携、本部・店舗・拠点での運用構築支援及びインターフェイスなどのカスタマイズ開発のサービスを提供しております。当社の導入支援サービスの特徴としては、ただシステムを連携するのではなく、導入企業が「sinops」の導入効果を高めるための支援を行うことにあります。また、パッケージ販売もしくはレンタル販売した企業には、必ず導入支援サービスを提供し、顧客が「sinopsシリーズ」の導入効果を出すことを最重要視しております。

サポートサービス

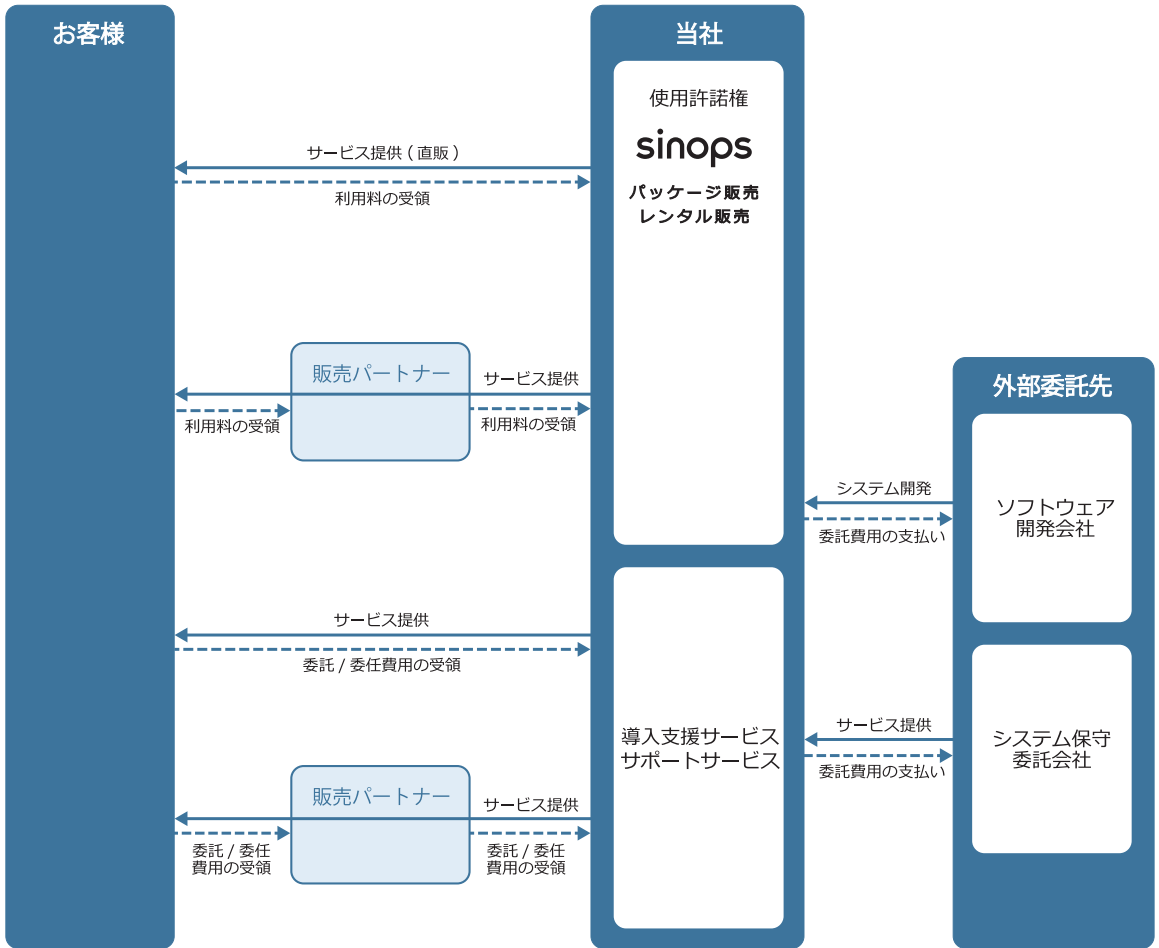
サポートサービスは、「sinopsシリーズ」の導入支援サービスが完了した企業に対して、日々の問い合わせ対応、稼働・運用状況の監視、障害発生時のリカバリ作業及びKPIの維持・向上サービスを提供しております。

【用語の説明】

※ エキスパート法によるAI機能

エキスパート法とは、専門知識のない素人あるいは初心者でも専門家と同じレベルの問題解決が可能となるよう、その領域の専門知識をもとに動作するコンピュータシステムのことです。システムは専門家のかわりに特定の分野に特化した知識をもとに推論を行い、専門家のようにアドバイスや診断を行います。

■ 事業系統図

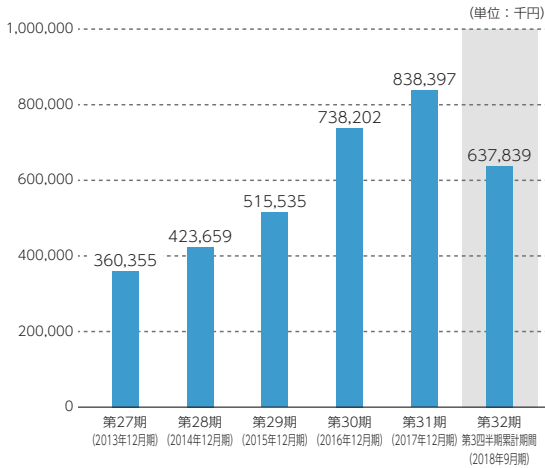


3. 業績等の推移

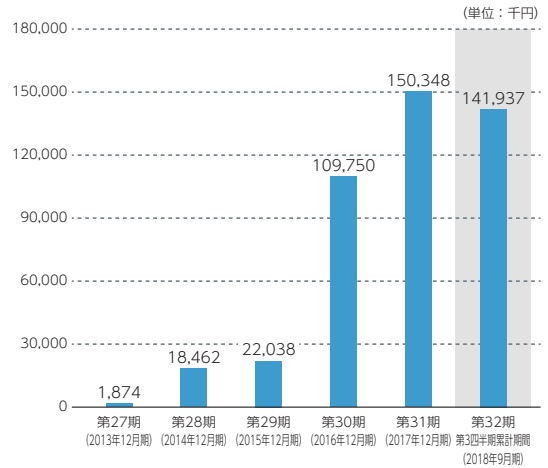
主要な経営指標等の推移

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期 第3四半期
決算年月	2013年12月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月	2018年9月
売上高 (千円)	360,355	423,659	515,535	738,202	838,397	637,839
経常利益 (千円)	1,874	18,462	22,038	109,750	150,348	141,937
当期 (四半期) 純利益 (千円)	3,302	12,968	8,019	70,681	108,201	96,316
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	35,000	35,000	35,000	69,305	70,885	70,885
発行済株式総数 (株)	584	584	446	4,942	4,962	992,400
純資産額 (千円)	39,733	52,702	60,722	198,972	319,225	418,991
総資産額 (千円)	215,409	308,572	260,818	480,832	602,111	691,623
1株当たり純資産額 (円)	89,087.94	118,166.38	136,148.27	196.34	307.76	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期 (四半期) 純利益金額 (円)	7,405.14	29,078.43	17,981.89	74.65	109.22	97.05
潜在株式調整後1株当たり 当期 (四半期) 純利益金額 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.45	17.08	23.28	40.36	50.73	58.09
自己資本利益率 (%)	6.95	28.06	14.14	55.48	43.33	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	111,458	92,909	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△19,243	△54,108	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	47,890	17,008	—
現金及び現金同等物の 期末 (四半期末) 残高 (千円)	—	—	—	154,895	210,704	—
従業員数 (人)	24	30	36	42	50	—

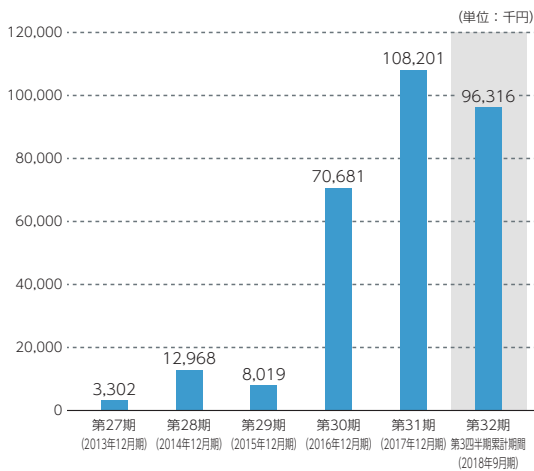
売上高



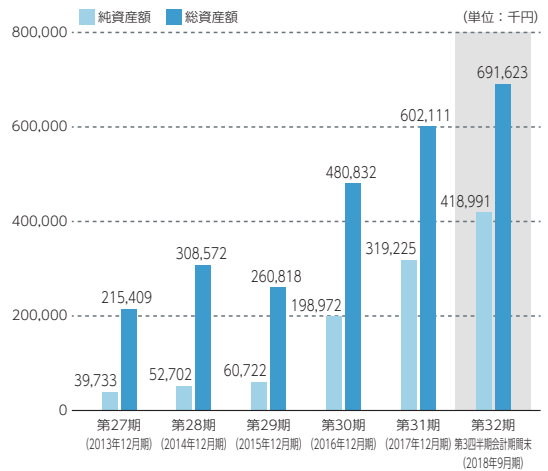
経常利益



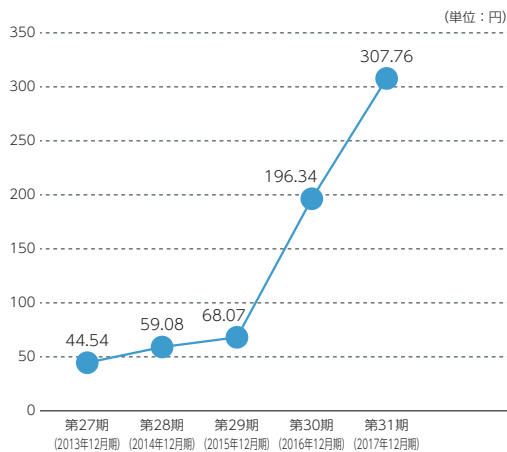
当期(四半期)純利益



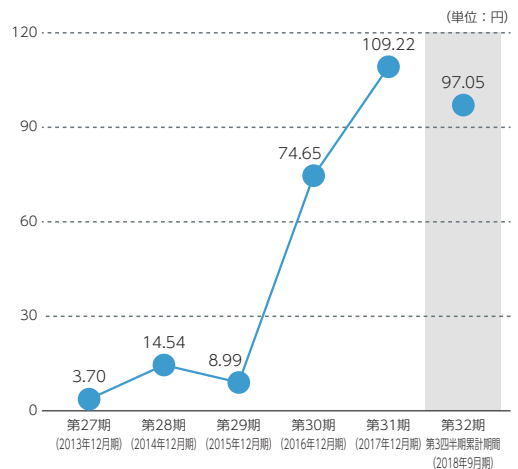
純資産額／総資産額



1株当たり純資産額



1株当たり当期(四半期)純利益金額



(注) 当社は、2016年1月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記では第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を表記しております。

(注) 当社は、2016年1月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。上記では第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を表記しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	5
第2 売出要項	6
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	6
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	9
募集又は売出しに関する特別記載事項	10
第二部 企業情報	12
第1 企業の概況	12
1. 主要な経営指標等の推移	12
2. 沿革	14
3. 事業の内容	15
4. 関係会社の状況	20
5. 従業員の状況	21
第2 事業の状況	22
1. 業績等の概要	22
2. 生産、受注及び販売の状況	23
3. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	24
4. 事業等のリスク	26
5. 経営上の重要な契約等	29
6. 研究開発活動	30
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	31
第3 設備の状況	33
1. 設備投資等の概要	33
2. 主要な設備の状況	34
3. 設備の新設、除却等の計画	35
第4 提出会社の状況	36
1. 株式等の状況	36
2. 自己株式の取得等の状況	54
3. 配当政策	54
4. 株価の推移	54
5. 役員の状況	55
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	57

第5	経理の状況	63
1.	財務諸表等	64
(1)	財務諸表	64
(2)	主な資産及び負債の内容	106
(3)	その他	108
第6	提出会社の株式事務の概要	109
第7	提出会社の参考情報	110
1.	提出会社の親会社等の情報	110
2.	その他の参考情報	110
第四部	株式公開情報	111
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	111
第2	第三者割当等の概況	113
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	113
2.	取得者の概況	117
3.	取得者の株式等の移動状況	126
第3	株主の状況	127
	[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2018年11月19日
【会社名】	株式会社リンク
【英訳名】	Link Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 南谷 浩
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区梅田一丁目12番12号東京建物梅田ビル5階
【電話番号】	(06) 6341-1225 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部 部長 島井 幸太郎
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区梅田一丁目12番12号東京建物梅田ビル5階
【電話番号】	(06) 6341-1225 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部 部長 島井 幸太郎
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 422,960,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 273,680,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 115,692,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	160,000（注）2.	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

（注）1. 2018年11月19日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2018年12月4日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）に対し、上記引受株式数のうち、1,000株を上限として、福利厚生を目的に、リンク社員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

4. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5. 上記とは別に、2018年11月19日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式37,200株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

2018年12月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は2018年12月4日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	160,000	422,960,000	228,896,000
計（総発行株式）	160,000	422,960,000	228,896,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2018年11月19日開催の取締役会決議に基づき、2018年12月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（3,110円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は497,600,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受けによる売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受けによる売出し）」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入 額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込証拠 金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2.	未定 (注) 3.	100	自 2018年12月17日(月) 至 2018年12月20日(木)	未定 (注) 4.	2018年12月21日(金)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2018年12月4日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2018年12月13日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2018年12月4日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2018年12月13日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2018年11月19日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2018年12月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2018年12月25日(火) (以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込み在先立ち、2018年12月6日から2018年12月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社池田泉州銀行 堺筋支店	大阪府大阪市中央区本町一丁目8番12号 オーク堺筋本町ビル4F

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2018年12月21日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号		
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13		
計	—	160,000	—

- (注) 1. 2018年12月4日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(2018年12月13日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
457,792,000	5,000,000	452,792,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格 (3,110円) を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額452,792千円については、「1 新規発行株式」の(注) 5. に記載の第三者割当増資の手取概算額上限106,437千円と合わせた手取概算額上限559,229千円について、「sinopsシリーズ」の新製品開発及びビッグデータ対応等の研究開発費及びソフトウェア制作費として318,707千円、sinops事業の拡大に伴う人材確保のための人材採用費及び人件費として175,522千円、知的財産権の取得に係る費用に65,000千円を充当する予定であります。

具体的な充当期は、研究開発費及びソフトウェア制作費については、2019年12月期に100,204千円、2020年12月期に83,503千円、2021年12月期に135,000千円を予定しており、人材採用費及び人件費については、2019年12月期に63,830千円、2020年12月期に31,570千円、2021年12月期に80,122千円を予定しており、知的財産権の取得に係る費用については、2019年12月期に10,000千円、2020年12月期に15,000千円、2021年12月期に40,000千円を予定しております。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2018年12月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	88,000	273,680,000	東京都文京区 南谷 純 46,000株 大阪府守口市 南谷 浩 30,000株 大阪府大阪市都島区 南谷 のどか 6,000株 広島県広島市安佐南区 加藤 めぐみ 6,000株
計(総売出株式)	—	88,000	273,680,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,110円）で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4.に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠 金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 2018年 12月17日(月) 至 2018年 12月20日(木)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店及 び営業所	東京都港区六本木一丁目6 番1号 株式会社SBI証券	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2018年12月13日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注)

7.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	37,200	115,692,000	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券 37,200株
計(総売出株式)	—	37,200	115,692,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、株式会社SBI証券が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、2018年11月19日開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式37,200株の第三者割当増資の決議を行っております。また、株式会社SBI証券は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（3,110円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）4. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1.	自 2018年 12月17日(月) 至 2018年 12月20日(木)	100	未定 (注) 1.	株式会社S B I 証券の本店 及び営業所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（2018年12月13日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. 株式会社S B I 証券の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） (2) ブックビルディング方式」の（注）7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、株式会社SBI証券を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である南谷浩（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2018年11月19日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式37,200株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 37,200株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (注) 1.
(3)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。(注) 2.
(4)	払込期日	2019年1月17日(木)

(注) 1. 募集株式の払込金額（会社法上の払込金額）は、2018年12月4日開催予定の取締役会において決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の払込金額（会社法上の払込金額）と同一とする予定であります。

2. 割当価格は、2018年12月13日に決定される予定の「第1 募集要項」における新規発行株式の引受価額と同一とする予定であります。

また、主幹事会社は、2018年12月25日から2019年1月11日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借り入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、貸株人かつ売出人である南谷浩、並びに売出人かつ当社株主である南谷純、南谷のどか及び加藤めぐみ、並びに当社株主かつ当社役員である木村安壽、並びに当社株主である合同会社南谷ホールディングス、南谷清江、リンク社員持株会、西巻昌美、永山友和、岡本数彦及び島井幸太郎、並びに当社役員かつ新株予約権者である林亨は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2019年6月22日（土）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社株主である大石知巳、紺谷健治及び久保祐、並びに新株予約権者である浅川三人は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2019年3月24日（日）までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う東京証券取引所における売却等は除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2019年6月22日（土）までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	2013年12月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月
売上高 (千円)	360,355	423,659	515,535	738,202	838,397
経常利益 (千円)	1,874	18,462	22,038	109,750	150,348
当期純利益 (千円)	3,302	12,968	8,019	70,681	108,201
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	35,000	35,000	35,000	69,305	70,885
発行済株式総数 (株)	584	584	446	4,942	4,962
純資産額 (千円)	39,733	52,702	60,722	198,972	319,225
総資産額 (千円)	215,409	308,572	260,818	480,832	602,111
1株当たり純資産額 (円)	89,087.94	118,166.38	136,148.27	196.34	307.76
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	7,405.14	29,078.43	17,981.89	74.65	109.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.45	17.08	23.28	40.36	50.73
自己資本利益率 (%)	6.95	28.06	14.14	55.48	43.33
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	111,458	92,909
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△19,243	△54,108
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	47,890	17,008
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	154,895	210,704
従業員数 (人)	24	30	36	42	50

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第27期、第28期及び第29期は潜在株式が存在しないため、第30期及び第31期は、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

5. 2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行いました。第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 第27期、第28期及び第29期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

8. 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数は従業員の100分の10未満であるため、記載しておりません。

9. 第30期及び第31期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第27期、第28期及び第29期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく太陽有限責任監査法人による監査を受けておりません。
10. 当社は、2016年1月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第27期、第28期及び第29期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
	2013年12月	2014年12月	2015年12月	2016年12月	2017年12月
1株当たり純資産額 (円)	44.54	59.08	68.07	196.34	307.76
1株当たり当期純利益金額 (円)	3.70	14.54	8.99	74.65	109.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

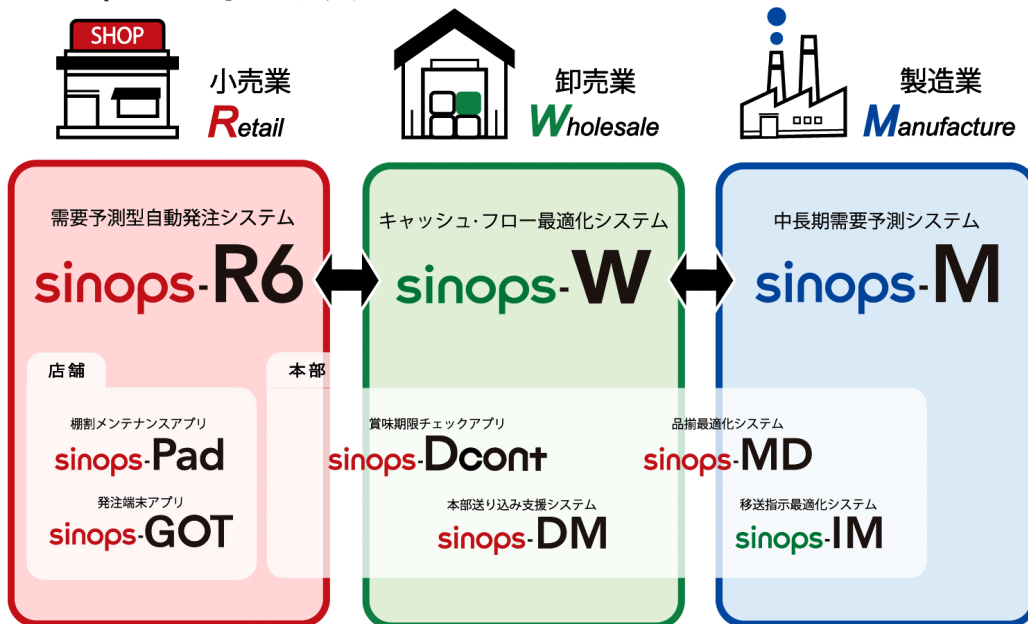
2 【沿革】

年月	変遷
1987年10月	画像処理装置の生産・販売を目的として、大阪府大阪市淀川区に株式会社リンク設立
1995年10月	本社を大阪府大阪市中央区谷町に移転
1996年10月	物流最適化システム「S-PLAN21」、販売開始
1997年10月	卸売業向け在庫最適化システム「Zaiko-21」、販売開始
1998年10月	物流センター内ロケーション最適化システム「棚ロケ-21」、販売開始
2001年4月	本社を大阪府大阪市中央区南新町に移転
2004年4月	通販業向け自動発注支援システム「Zaiko-WEB」、販売開始
2006年3月	小売業向け自動発注システム「sinops-R4」、販売開始
2006年12月	卸売業向けキャッシュ・フロー最適化システム「sinops-W4」、販売開始
2009年10月	日配品に対応した自動発注システム「sinops-R5」、販売開始
2010年11月	「sinops (シノプス)」商標登録
2011年10月	棚割メンテナンスアプリ「sinops-Pad」、販売開始
2012年12月	本社を大阪府大阪市北区梅田に移転
2013年10月	発注端末アプリ「sinops-GOT」、販売開始
2013年10月	品揃最適化システム「sinops-MD」、販売開始
2016年5月	賞味期限チェックアプリ「sinops-Dcont」、販売開始
2017年4月	需要予測型自動発注システム「sinops-R6」、販売開始
2017年7月	「sinopsロゴ」商標登録
2017年10月	東京都千代田区に東京営業所開設
2018年1月	コンビニ向け発注数自動追加システム「E01」の特許取得

3 【事業の内容】

当社は「われわれは在庫に関わる“人”、“もの”、“金”、“時間”、“情報”を最適化するITソリューションを提供し、限りある資源を有効活用することで、広く社会に貢献するために存在している。」を基本理念とし、在庫を抱える流通業の発展と活性化に貢献するサービスを提供する事業運営を行っております。その実現のために「世界中の無駄を10%削減する」をビジョンに掲げ、小売業・卸売業・製造業の流通三層の在庫を最適化するためのソフトウェアパッケージ群「sinops（シノプス）シリーズ」を展開しております。

■ 「sinopsシリーズ」の事業領域

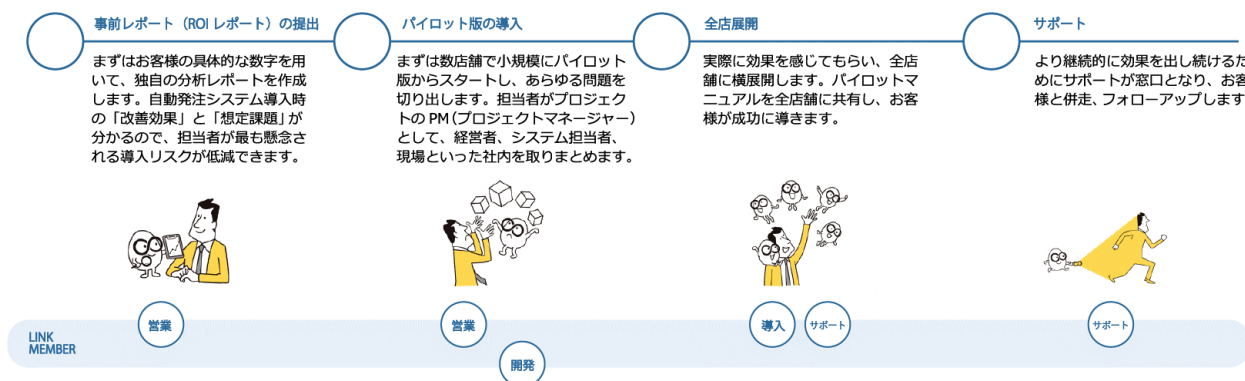


“sinops” とは

Strategic Inventory Optimum Solution (= 戦略的在庫最適化ソリューション) からの造語です。

(2010年11月商標登録済)

なお、当社の事業は「sinops事業」の単一セグメントであり、①「sinopsシリーズ」を一括販売型で提供するパッケージ販売、②「sinopsシリーズ」を利用料型で提供するレンタル販売、③「sinops」の導入効果を最大化するためのシステム構築及び運用構築を支援する導入支援サービス、④「sinops」の日常運用を支援するサポートサービスの4つのサービスを軸に事業を展開しております。また、当社には、エンドユーザーに対する直接販売及び販売パートナーによる販売の2種類の販売形態があります。



(1) パッケージ販売

当社のパッケージ販売は、小売業向け需要予測型自動発注システム「sinops-R6」を中心に、品揃え計画・棚割計画・棚割メンテナンス・発注端末・本部送り込み支援・賞味期限管理等の機能が統合されたソフトウェアパッケージ群を一括販売型で提供しております。また、卸売業向けキャッシュ・フロー最適化システム「sinops-W」、製造業向け中長期需要予測システム「sinops-M」といったように、流通三層それぞれに適したパッケージ製品を展開しております。当社のパッケージ販売の特徴は、他社事例を参考にした費用対効果の提示ではなく、顧客の実データを利用したシミュレーション結果に基づきsinops導入の費用対効果を具体的な金額で提示することにあります。

■需要予測型自動発注システム「sinops-R6」

「sinops-R6」はエキスパート法によるAI機能（※1）を搭載した小売業向け需要予測型自動発注システムです。特に牛乳・卵・豆腐・袋麺などの日配品や、惣菜、パンなど、賞味期限が短く、かつ、週に何度かのチラシ特売により価格も頻繁に変わるカテゴリへの自動発注における実績が多くあります。例えば、ある牛乳を50円引きで特売すると何割販売数が増えるのかの予測はもちろん、代わりに日頃最もよく売れている牛乳がその影響を受け何割販売数が減るのかというカニバリゼーション（共食い状態）を正確に予測する必要があります。カニバリゼーションを考慮しなければ、商品の賞味期限が複数の日付になる前に、余った商品に値引きシールを貼って販売せざるをえなくなり、その作業の無駄と値引きによる損失が発生してしまいます。さらに悪化し、廃棄するとその損失は収益に大きな影響を与えることになります。

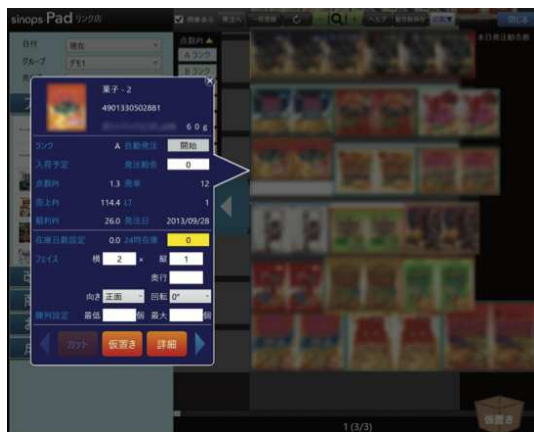
「sinops-R6」は過去のデータから商品ごとに販売価格別に数量PI（1,000人あたりの販売数）を自動計算するのみならず、影響を受けるライバル商品の数量PIも合わせて計算し必要に応じて発注数を抑制しますので、欠品による機会ロスのみならず、値引きロスや廃棄ロスをも合わせて改善することができます。



■店舗での発注業務をタブレット1つで完結「sinops-Pad/GOT」

「sinops-Pad」は、iPad/Windowsタブレット上で棚割（※2）を修正できるシステムであり、従来の棚割システムでは非常に面倒だった棚割修正をタブレット上で直感的に操作できるシステムです。その結果、棚割データが現場と一致しやすくなり、最適発注を継続するための重要な要素である棚割情報を正確に把握できるようになります。

また、「sinops-GOT」はiPad/Windowsタブレットを発注端末として利用できるシステムであり、「sinops-Pad」とセットで利用することで店舗の発注関連業務をワンストップで解決できます。



「sinops-Pad画面」

No.	部門	商品名	数量	単価	仕入	在庫	特売
1	03	4902820020557	1.40g	¥111	11.9	0	¥111
2	03	4901001319497	4.2g	¥36	14.1	0	¥36
3	03	4902388054636	1.20g	¥54	15.5	0	¥54
4	03	4902820020113	1.34g	¥49	26.3	0	¥49
5	03	49180732	1.30g	¥168	4.7	0	¥168

「sinops-GOT画面」

■「sinopsシリーズ」について

対象	製品名	概要	内容	提供価値
小売業	sinops-R (※3)	自動発注システム	グロサリ(※4)だけでなく、日配・パン・惣菜にまで対応した自動発注システム。AI機能を搭載し、従来は人が考えて設定していたパラメータを自動設定できるようになっております。	<ul style="list-style-type: none"> 自動化による人手不足解消 ロス削減による利益向上 欠品削減による売上向上 在庫削減によるキャッシュ・フロー改善
	sinops-Pad	棚割メンテナンスアプリ	iPad/Windowsタブレット上で棚割を修正でき、従来の棚割システムでは非常に面倒だった棚割修正をタブレット上で直感的に操作できるシステム。その結果、現場の棚割情報が本部でも正確に把握できるようになります。	<ul style="list-style-type: none"> 棚割修正作業の効率化 店舗の棚割情報を本部でも正確に把握
	sinops-GOT	発注端末アプリ	iPad/Windowsタブレットを発注端末として利用できるシステムであり、「sinops-Pad」とセットで利用することで店舗の発注関連業務をワンストップで解決できます。	<ul style="list-style-type: none"> 発注作業の効率化
	sinops-Plg	棚割管理システム	小売業のワークフローを最優先に考えた棚割システム。店舗・売場ごとの棚割管理はもちろん、棚割パターンの採用店舗管理や様々な分析機能も搭載しております。	<ul style="list-style-type: none"> 棚割計画作成の効率化
	sinops-DM	本部送り込み支援システム	本部送り込み(※5)を支援し、企画商品をどの店舗にいくつ配荷したら特売残が最小になるかを自動算出するシステム。	<ul style="list-style-type: none"> 特売残(※6)の削減
	sinops-MD	品揃最適化システム	店舗ごとの販売実績から最適な品揃え・最適陳列数を提案するシステム。sinops-Rと連携することで、収益を最大化する品揃え計画の立案が可能になります。	<ul style="list-style-type: none"> 個店採算性の向上
	sinops-Dcont	賞味期限チェックアプリ	賞味期限チェック作業を効率化するシステム。	<ul style="list-style-type: none"> 賞味期限チェック作業の削減 賞味期限切れ販売の削減
卸売業	sinops-W	キャッシュ・フロー最適化システム	毎日需要予測を行い、発注点を自動更新することで最適在庫を維持し続ける自動発注システム。仕入条件・賞味期限・商品受け入れ作業時間といった様々なことを考慮し、キャッシュ・フローを最適化できます。	<ul style="list-style-type: none"> 在庫削減によるキャッシュ・フロー改善 自動化による人手不足解消 欠品削減による売上向上
	sinops-IM	移送指示最適化システム	sinops-Wと連携することで過剰在庫を算出し、拠点間の在庫偏在を解消するように移送指示を行うシステム。在庫の有無を拠点間で確認する必要がなくなり、自動で出てくる移送指示を承認するだけで作業が完了します。	<ul style="list-style-type: none"> 在庫削減によるキャッシュ・フロー改善 無駄な発注の削減
製造業	sinops-M	中長期需要予測システム	エリア別の製品需要を予測し、製造業の生産計画の精度向上に貢献するシステム。シリーズのsinops-R/Wと連携することでデマンド・チェーン・マネジメント(※7)を確立でき、大幅な在庫削減を実現します。	<ul style="list-style-type: none"> 在庫削減によるキャッシュ・フロー改善

(2) レンタル販売

レンタル販売は、パッケージ販売の一括販売型と異なり、利用料型で提供しております。顧客にとっては、ライセンス費用やサーバ費用といった初期導入コストを抑えられることがメリットとなります。

(3) 導入支援サービス

導入支援サービスは、「sinopsシリーズ」を導入する企業に対して、基幹システムとのデータ連携、本部・店舗・拠点での運用構築支援及びインターフェイスなどのカスタマイズ開発のサービスを提供しております。当社の導入支援サービスの特徴としては、ただシステムを連携するのではなく、導入企業が「sinops」の導入効果を高めるための支援を行うことにあります。また、パッケージ販売もしくはレンタル販売した企業には、必ず導入支援サービスを提供し、導入企業が「sinopsシリーズ」の導入効果を出すことを最重要視しております。

(4) サポートサービス

サポートサービスは、「sinopsシリーズ」の導入支援サービスが完了した企業に対して、日々の問い合わせ対応、稼働・運用状況の監視、障害発生時のリカバリ作業及びKPIの維持・向上サービスを提供しております。

■用語の説明

※1 エキスパート法によるAI機能

エキスパート法とは、専門知識のない素人あるいは初心者でも専門家と同じレベルの問題解決が可能となるよう、その領域の専門知識をもとに動作するコンピュータシステムのことです。システムは専門家のかわりに特定の分野に特化した知識をもとに推論を行い、専門家のようにアドバイスや診断を行います。

※2 棚割

棚割とは、商品を陳列棚のどこに、いくつ陳列するかを計画することをいいます。

※3 sinops-R

「sinops-R」は「sinops-Rシリーズ」の総称で、旧バージョンである「sinops-R4」「sinops-R5」及び最新バージョンである「sinops-R6」を含んでおります。

※4 グロサリ

グロサリとは、一般的に冷蔵を要しない食品や雑貨を指します。例えば、調味料、飲料、お菓子や缶詰があげられます。

※5 本部送り込み

本部送り込みとは、小売業において、本部のバイヤーが企画・仕入れた商品を本部主導で各店舗へ送り込むことをいいます。

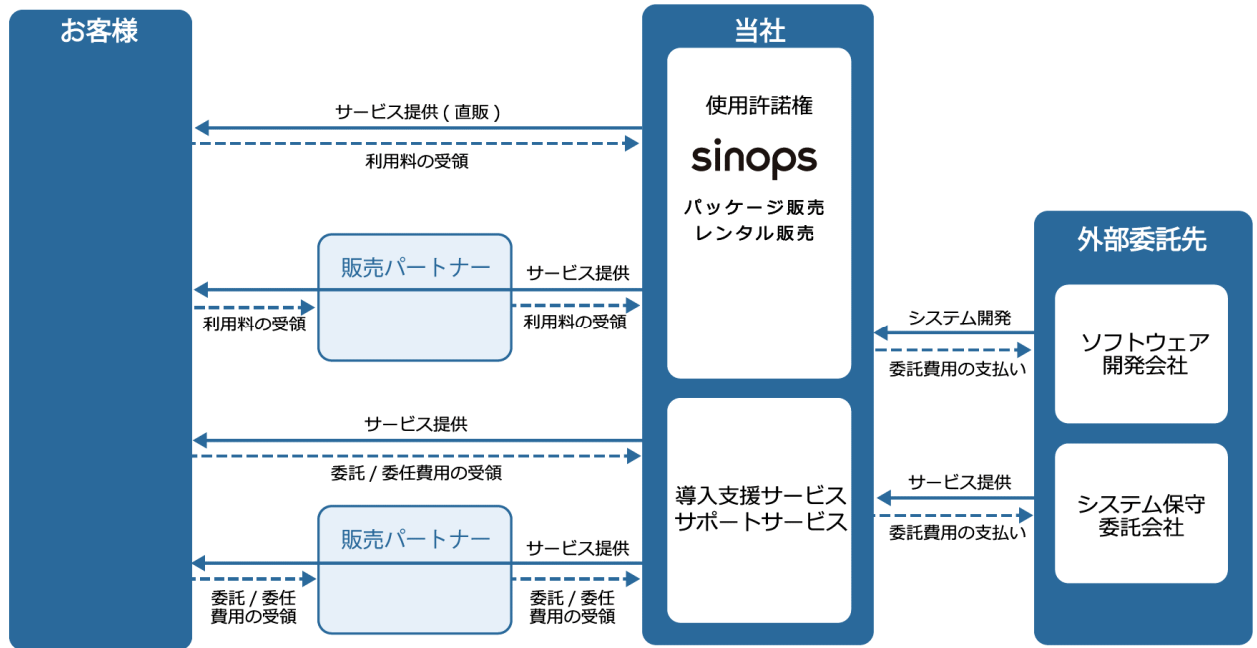
※6 特売残

特売残とは、企画商品や本部送り込み商品の売れ残りのことです。

※7 デマンド・チェーン・マネジメント

需要側（消費者等）から得られる情報を基点として商品開発、生産・供給計画、流通、販売体制等を統合的に編成する情報管理システムのことです。具体的には、POSデータ等の情報をもとに需要予測を行い、生産管理や在庫管理を最適化することを目指すシステムです。

■事業系統図



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2018年10月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
58	34.8	3.9	6,240

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、使用人兼務役員は含んでおりません。なお、臨時雇用者数は従業員数の100分の10未満であるため、記載していません。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第31期事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

当事業年度における小売業市場は142兆5,160億円となり、前年比1.9%増と堅調な推移を見せております。当社の主要顧客であるスーパーマーケット業界は13兆497億円、前年比0.4%増となり、比較的安定した市場となっております。また、当社の顧客として増加しつつあるドラッグストア業界は6兆295億円、前年比5.3%増と非常に好調な市場となっております(注1)。

また、2017年12月末における求人倍率が1.59倍(注2)、販売・サービス系のアルバイト・パートの全国平均時給が977円(前年比27円増)となり(注3)、引き続き小売業における人手不足が顕著であります。

このような環境のもと、当社は主力製品の「sinops-R」の最新バージョンの販売、新規ユーザーの拡大と既存ユーザーへのバージョンアップ提案及び「sinopsシリーズ」のセット販売強化による顧客あたりの販売額の向上を実施してまいりました。

その結果、当社の小売業向け導入実績は、新規契約社数4社、新規契約店舗数477店舗となり、2017年12月31日時点で契約社数50社(前期比6.4%増)、稼働店舗数3,316店舗(前期比9.5%増)と順調に拡大しております。当事業年度における売上高は838,397千円(前期比13.6%増)、営業利益は150,175千円(前期比36.2%増)、経常利益は150,348千円(前期比37.0%増)、当期純利益は108,201千円(前期比53.1%増)となっております。

なお、当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

第32期第3四半期累計期間（自 2018年1月1日 至 2018年9月30日）

2017年9月から2018年8月における小売業市場は143兆9,500億円となり、前年比1.5%増と堅調な推移を見せております。当社の主要顧客であるスーパーマーケット業界は13兆1,297億円、前年比1.0%増となり、比較的安定した市場となっております。また、当社の顧客として増加しつつあるドラッグストア業界は6兆3,116億円、前年比5.9%増と非常に好調な市場となっております(注1)。

また、2018年8月末における求人倍率が1.62倍(注2)、2018年9月末における販売・サービス系のアルバイト・パートの全国平均時給が997円(前年比34円増)となり(注3)、引き続き小売業における人手不足が顕著であります。

このような環境のもと、当社は主力製品の「sinops-R」の最新バージョンの拡販、既存顧客への追加提案及び導入支援サービスの改善を進め、新規ユーザーの拡大と製品・サービス品質の向上に努めてまいりました。

その結果、当社の小売業向け導入実績は、新規契約社数5社、新規契約店舗数596店舗となり、2018年9月30日時点で契約社数54社、稼働店舗数4,392店舗と順調に拡大を続けております。当第3四半期累計期間における売上高は637,839千円、営業利益は142,206千円、経常利益は141,937千円、四半期純利益は96,316千円となりました。

出所(注1) 経済産業省「商業動態統計速報」

(注2) 厚生労働省「一般職業紹介状況」

(注3) (株)リクルートジョブズ「アルバイト・パート募集時平均時給調査」

なお、当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

第31期事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末と比べて55,809千円増加し、210,704千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

①営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動の結果得られた資金は92,909千円(前期は111,458千円の収入)となりました。主な要因は、法人税等の支払額が71,817千円、売上債権の増加額28,408千円があった一方で、税引前当期純利益が147,497千円、減価償却費21,466千円があったこと等によるものであります。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動の結果支出した資金は54,108千円(前期は19,243千円の支出)となりました。主な要因は、無形固定資産の取得による支出34,290千円、有形固定資産の取得による支出10,013千円、差入保証金の差入による支出9,907千円等があったことによるものであります。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動の結果得られた資金は17,008千円（前期は47,890千円の収入）となりました。主な要因は、長期借入金の返済による支出16,165千円があった一方で、長期借入れによる収入30,000千円があったこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注状況

第31期事業年度及び第32期第3四半期累計期間の受注状況を業務区分別に示すと、次のとおりであります。

業務区分	第31期事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)				第32期第3四半期累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	
	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高 (千円)	受注残高 (千円)
パッケージ販売業務	411,781	112.1	66,344	148.8	187,169	19,183
導入支援業務	114,778	116.5	54,629	148.3	102,910	55,669
サポート業務	159,497	138.9	169,618	103.5	147,372	176,652
レンタル業務	232,992	121.0	125,598	139.1	233,210	197,509
合計	919,051	118.9	416,191	124.0	670,662	449,014

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、業務区分別の実績を記載しております。

(3) 販売実績

第31期事業年度及び第32期第3四半期累計期間の販売実績を業務区分別に示すと、次のとおりであります。

業務区分	第31期事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		第32期第3四半期累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
パッケージ販売業務	390,015	117.3	234,330
導入支援業務	96,993	92.4	101,870
サポート業務	153,731	134.7	140,339
レンタル業務	197,657	105.9	161,299
合計	838,397	113.6	637,839

(注) 1. 最近2事業年度及び第32期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第30期事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)		第31期事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		第32期第3四半期累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社日本アクセス	184,870	25.0	247,989	29.6	173,670	27.2
株式会社ダイエー	72,304	9.8	90,924	10.8	23,748	3.7
株式会社インダ	115,390	15.6	75,623	9.0	57,946	9.1

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

■経営方針

当社は「われわれは在庫に関わる“人”、“もの”、“金”、“時間”、“情報”を最適化するITソリューションを提供し、限りある資源を有効活用することで、広く社会に貢献するために存在している。」を基本理念、「世界中の無駄を10%削減する」をビジョンとし、需要予測型自動発注システム等の製品・サービスを提供しております。

■経営環境

当社の主要ターゲットである小売業は、少子化による人手不足の深刻化、最低賃金の増額による人件費上昇、店舗数飽和による売上高向上余力減少等の影響により、省力化・無人化が最優先課題となってきました。そのため、省力化の実現が可能な当社の自動発注システムに対するニーズが高まっており、今後もさらなる市場拡大が見込めます。

当社は、食品スーパーマーケット向けの導入実績が数多くある強みを活かし、まずは以下3ステップで食品流通業におけるデマンド・チェーン・マネジメントを構築することを目指しております。

1. 食品スーパーマーケットを中心とした食品小売業のシェア率40%（注）獲得
2. 食品卸売等中間流通業のシェア率拡大
3. 食品製造業・原材料業向けのサービスを拡大し、「sinops」で食品流通業のデマンド・チェーン・マネジメント実現

次に、医薬・雑貨・アパレル等の他業界へのサービス展開を強化します。また、コンビニ向けの事業展開も視野に入っており、国内基盤を強固なものとする計画です。

その後、海外展開している日系企業を中心に海外サービスも展開し、ビジョンである「世界中の無駄を10%削減する」の達成を目指しております。

■対処すべき課題

当社は、以下4点を重要な経営課題と認識しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 全国でのシェア率向上

当社のターゲットは、在庫最適の問題を抱える小売業、卸売業、製造業の全ての企業が対象です。特に小売業における売上高400億円以上の企業が主要ターゲットであり、小売市場における当社の需要予測型自動発注システム「sinops-R」は多数の顧客に導入いただいております。今後は、すでにシェア率30%以上を占める関西圏・四国圏以外にも、2017年度に新規開設した東京営業所を中心に、国内最大商圏である関東圏やその他東日本エリアでのシェア率を伸ばす活動をしております。また、海外展開も視野に入れており、具体的に次の2つに対応する準備を進めております。1つ目は、海外展開している日系企業向けへのサービス提供、2つ目は食品に対するシビアさを持った国の企業からのオファーへの対応準備を進めております。

(2) 食品業界以外でのデマンド・チェーン・マネジメント実現

当社では、小売業・卸売業・製造業の在庫に関わる情報を一気通貫でつなげるデマンド・チェーン・マネジメントの確立を目指しております。現在は食品小売業でのシェア率を11.7%から40%以上にすることに注力し、食品業界でのデマンド・チェーン・マネジメント実現に向けての取組みを開始しております。今後、食品業界のみならず、医薬品・雑貨・衣類業界等々あらゆる業界でデマンド・チェーン・マネジメント構築を展開していくための準備を進めております。

(3) 製品・サービス品質向上

当社は、日配・パン・惣菜等の難易度が高い商品カテゴリーにおける自動発注システム導入を成功させ、競合他社と差別化を図ってまいりました。その一方で、当社の製品・サービスの高度化に伴い、当社サービスの導入難易度が高くなってきていることが問題となってきました。そこで、製品そのものの抜本的な見直しやパートナー企業との提携を強化することで、導入難易度の低下、操作性向上、24時間のサポートサービス体制の実現といったサービス品質向上に努めております。

(4) 優秀な人材の確保及び育成

当社はより一層の事業拡大のため、毎年10～20%程度を増員する計画を立てております。また、一部の人材に集中していたノウハウの全社共有、教育制度の充実、評価制度の見直し等を行い、組織としての人材育成力の強化を積極的に推進しております。

(注) シェア率は、以下計算式で算出しております。

シェア率 (%) = 「sinops」 導入企業の年間売上高計 ÷ ターゲット企業の年間売上高計

※ターゲット企業とは、ダイヤモンド・チェーンストア「1000社ランキング」に掲載されている売上高400億円以上の企業（百貨店、コンビニ、ディスカウントストアを除く）

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境について

① 市場環境について

当社は、第31期事業年度においては、売上高全体に占める食品スーパーマーケット向けの売上高の割合が50%以上と高い水準にあります。今後、食品スーパーマーケット業界以外での導入実績を増やすことでリスクを低減する方針ではありますが、当社が想定している事業展開が図れない場合には、当該業界の業況等によりIT・システムへの投資が減少する等した場合に、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 技術革新への対応について

当社は、自動発注システム分野において多くの導入実績がある強みを活かし、既存顧客のニーズを積極的に汲み取り、ユーザーエクスペリエンス（注）のさらなる向上に努めてまいります。また、技術の最新動向をキャッチアップし、効果的に事業に反映することで技術的優位性の強化を実現してまいります。しかしながら、当社の想定を超える革新的な技術や著しい市場環境の変化等が生じた場合に、当社が当該変化に適時に対応することができなかった場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（注）ユーザーエクスペリエンスとは、製品・サービスの利用を通じてユーザーが得る体験を指します。

③ 新規業界への進出について

当社は、今後も持続的な成長と収益源の多様化を進めるために、食品スーパーマーケット業界以外の新規業界にも積極的に進出していきたいと考えております。しかしながら、新規業界へ進出した際には、その業界固有のリスク要因が加わると共に、新規業界での成功実績を積み上げていく過程では、その業界特有の商習慣をはじめと様々な予測困難なリスクが発生する可能性があります。その結果、当社が想定している事業展開が図れない場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 競合の変化について

当社の「sinops事業」の対象領域である自動発注システム分野においては、流通業の深刻な人手不足やホワイトカラーの生産性向上に対する注目度の高まりもあり、他社の新規参入により競合が激化する可能性があります。当社では引き続き顧客ニーズを汲み取った製品・サービスの提供を進める方針ではありますが、競合企業の営業方針、価格設定及び提供する製品・サービス等は、当社が属する市場に影響を与える可能性があります。これらの競合企業に対して効果的な差別化を行うことができず、当社が想定している事業展開が図れない場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業活動について

① 需要予測ロジックミスによる顧客への影響について

当社の需要予測型自動発注システム「sinops-R」は、過去実績を基に需要予測数を計算し、最適な発注数を発注勧告データとしてユーザー側に提供するシステムです。「sinops-R」はあくまで発注勧告数を提供するシステムであり、発注数の確定はユーザー側で行いますが、需要予測ロジックの計算式に誤りがあり、ユーザー側に最適な発注勧告数を提供できず、ユーザー側における発注業務が円滑に実施できなくなる可能性があります。当社では「sinops-R」の需要予測ロジック精度向上のために継続的に研究開発を行うことはもちろん、新商品の販売や異常気象等の特殊事情が発生した場合にはユーザーの手動発注に切り替える等の対策を講じております。このような対策に関わらず、ユーザーの発注業務への影響が広範囲に渡り、復旧に相当時間を要した場合、関連する損害についての賠償請求を受ける可能性や、当社の信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。その結果、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人為的ミス・外的要因等によるサービスの中断・品質低下について

当社が提供する製品・サービスに関して、人為的なミス、ハードウェアや通信回線の不具合等が発生した場合、これに起因して製品・サービスを継続的に提供できなくなる事、または製品・サービスの品質が低下すること等の重大なトラブルが発生する可能性があります。特に、当社の需要予測型自動発注システム「sinops-R」が、人為的ミスや当社がコントロールできない外的要因を起因としてユーザーに異常な発注勧告データを提供する、もしくは発注勧告データそのものを提供できなくなる等により、ユーザー側における発注業務が円滑に実施できなくなる可能性があります。当社では、前日中に一旦予備の発注勧告データをユーザー側に送る仕様とする等、突発的なトラブルによってユーザー側の発注業務に重大な影響を及ぼさないようにするための対策を講じて

おりますが、このような対策にも関わらず、製品・サービスの中断・品質低下による影響が広範囲にわたり、復旧に相当時間を要した場合、関連する損害についての賠償請求を受ける可能性や、当社の信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。その結果、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 特定の製品への依存について

第31期事業年度における売上高のうち、主力製品である需要予測型自動発注システム「sinops-R」シリーズを中心とした小売業向け製品の売上高が74.5%を占めております。当社では主力製品に対して継続的に改良を加えることにより、顧客のニーズに合った製品を提供し続ける対応を行っております。また、主力製品以外の新製品の開発に取り組み、収益の多様化を図っております。しかし、製品開発を計画通りに行うことができない、または、主力製品以外の新製品が顧客に支持されない等の理由により、当社の製品が競争力を失った場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 特定の取引先への依存について

当社は、販売パートナーである株式会社日本アクセス向け売上高（第31期事業年度における売上高247,989千円、総売上高に対する割合29.6%）の割合が高い水準にあります。今後は、販売パートナー数の拡大により特定の取引先への依存度を低下させていく方針であります。受注する案件の規模によっては一時的に特定の取引先に対する売上高の依存が生じる可能性があります。当該取引先との取引量の変化が、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 情報の流出について

当社は、事業を展開する上で、顧客情報（個人情報を含みます。）やその他の機密情報を取り扱っております。当社の故意・過失または悪意を持った第三者のサイバー攻撃等により、これらの情報の流出や消失等が発生する可能性があります。こうした事態が生じた場合、関連する損害についての賠償請求を受ける可能性や、当社の信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。その結果、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 知的財産権について

当社は、保有する特許の保護、他社との差別化のための特許の獲得に努めていますが、これらが十分に行えない場合、関連する事業に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社は製品の開発・生産に必要な第三者の特許の使用許諾権の確保に努めていますが、将来、必要な許諾権が受けられない可能性や不利な条件での使用を余儀なくされる可能性があります。いずれの場合も当社の業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

一方で、当社は、自動発注システムにおけるアプリケーション、ビジネスモデルに関する特許権、実用新案権またはサービスに係る商標権等の知的財産権の調査等は可能な限り対応しておりますが、第三者の知的財産権を完全に把握することは困難であり、当社が認識せず他社の知的財産権を侵害してしまう可能性は残されます。本書提出日現在まで当社では事業に関連した特許その他知的財産権に関わる訴訟を提起されたことはありませんが、当社の認識外で第三者の知的財産権を侵害してしまった場合や、将来、当社の事業に関連した特許その他の知的財産権が第三者にて成立した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 受注損失の発生について

当社の導入支援サービスは、目標とする導入効果をユーザーと合意した上で導入支援プロジェクトの完了条件を決め、想定される難易度及び工数に基づいて見積りを作成し、適正な利益率を確保した上でプロジェクトを受注しております。導入効果の目標値については、ユーザーの実データを基にした効果シミュレーション、自動発注対象範囲、遵守すべき運用ルール等を取り決めた上で設定しておりますが、全てのプロジェクトに対して正確に導入効果を見積ることは困難であり、想定以上に導入効果が出ない可能性があります。また、プロジェクト中にユーザーと目標値の認識違いが発生しないように、情報共有の徹底に努めておりますが、ユーザーとプロジェクトの完了条件に認識違いが発生する可能性があります。当初想定した利益率を確保するために、完了条件の認識合わせ・要員管理・進捗管理・予算管理等のプロジェクト管理を行っておりますが、予期せぬトラブルやスケジュール変更等により工数が大幅に増加し、受注損失が発生する場合があります。当社では導入支援サービスの分割検収を行うことで業績への影響を最小限に抑えるように努めておりますが、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 製品保証の発生について

当社は、将来のビジネス展開を考慮し、ユーザーの導入効果を出すことを最優先としております。そのため、すでに「sinops」を利用しているユーザーに対しても、さらに導入効果を向上させることを目的に、当社自らの判断で再度導入支援サービスが無償提供することがあります。ユーザーからの要望ではないため、契約上の義務が発生しているわけではありませんが、無償の導入支援サービスに係る見込原価に対して、製品保証が発生する場合があります。その結果、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制について

① 特定の役員・社員への依存について

当社は2018年10月31日現在、取締役6名（うち監査等委員3名）、従業員58名と組織規模が小さく、内部管理体制や業務執行体制も当該組織規模に応じたものとなっております。従って、当社の役員や従業員が病気や怪我等により業務を遂行する上で支障が生じた場合や転職等により人材が社外に流出した場合には、当社の業務に支障が生じる可能性があります。その結果、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保・育成について

当社において優秀な人材の確保・育成及び定着は最重要課題であり、将来に向けた積極的な採用活動、人事評価制度の整備や研修の実施等の施策を通じ、社内リーダー層への幹部教育、新入社員及び中途入社社員の育成・定着に取り組んでおります。しかしながら、これらの施策が効果的である保証はなく、必要な人材を確保できない可能性があります。その結果、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 内部管理体制について

当社は、企業価値の継続的かつ安定的な増大を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であり、同時に適切な内部管理体制の構築が必要であると認識しております。当社では、内部監査や内部通報制度への対応、さらには法令や社内規程等の遵守の徹底を行っておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない事態が生じる場合には適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) その他

① 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、従業員に対するインセンティブの目的で新株予約権を付与しております。また、一部社外協力者に対しても継続的な協力関係の維持のため新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が新たに発行され、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

なお、本書提出日時点における新株予約権による潜在株式数は64,400株であり、株式総数1,056,800株（潜在株式を含む）の6.09%に相当しております。

② 自然災害について

顧客の情報資産が格納されるサーバーは複数箇所に分散管理することでリスクを分散させておりますが、データセンターやその周辺ネットワーク設備等に被害を及ぼす災害・事故等が発生し、情報資産の消失またはサービスの提供が維持できない状態に至った場合には、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 風評について

当社は、法令遵守違反等の不適切な行為が発覚した場合は速やかに適切な対応を図っておりますが、当社に対する悪質な風評がマスコミ報道やインターネット上の書き込み等により発生・流布した場合は、それが正確な事実に基づくものであるか否かに関わらず、当社の信頼性や企業イメージが低下し、顧客の獲得・維持が困難になる可能性があります。その結果、当社の事業及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

第31期事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

当社では「sinopsシリーズ」の機能強化または新しい切り口での製品・サービスの開発を目的に、技術部において研究開発活動を行っております。当事業年度においては、棚割メンテナンスアプリケーション「sinops-Pad」のWindows対応、調剤薬局向け自動発注システム機能の強化、AI（人工知能）技術の強化等の開発を行いました。また、2017年6月には研究開発室を設立し、研究開発体制を強化しました。

当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は25,717千円であります。

なお、当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第32期第3四半期累計期間（自 2018年1月1日 至 2018年9月30日）

当社では「sinopsシリーズ」の機能強化または新しい切り口での製品・サービスの開発を目的に、技術部において研究開発活動を行っております。

第32期第3四半期累計期間における当社が支出した研究開発費の総額は9,670千円であります。

なお、当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。当社の財務諸表で採用する重要な会計方針は後記「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第31期事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

①資産

当事業年度末における総資産は602,111千円（前事業年度末比121,279千円の増加）となりました。主な要因は、現金及び預金が55,809千円、売掛金が28,408千円、ソフトウェアが21,428千円増加したこと等によるものであります。

②負債

当事業年度末における負債は282,885千円（前事業年度末比1,026千円の増加）となりました。主な要因は、未払法人税等が28,327千円減少した一方で、借入金が13,835千円、受注損失引当金が11,034千円増加したこと等によるものであります。

③純資産

当事業年度末における純資産は319,225千円（前事業年度末比120,253千円の増加）となりました。主な要因は、当期純利益の計上により繰越利益剰余金が108,201千円増加したこと等によるものであります。

第32期第3四半期累計期間（自 2018年1月1日 至 2018年9月30日）

①資産

当第3四半期会計期間末における総資産は691,623千円（前事業年度末比89,512千円の増加）となりました。主な要因は、売掛金が87,048千円減少した一方で、現金及び預金が144,247千円、仕掛品が18,739千円増加したこと等によるものであります。

②負債

負債は272,631千円（前事業年度末比10,254千円の減少）となりました。主な要因は、前受金が35,922千円増加した一方で、その他流動負債に含まれる預り金が18,150千円、受注損失引当金が17,903千円、長期借入金が12,497千円減少したこと等によるものであります。

③純資産

純資産は418,991千円（前事業年度末比99,766千円の増加）となりました。主な要因は四半期純利益の計上により利益剰余金が96,316千円増加したこと等によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第31期事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

当事業年度の経営成績は、売上高838,397千円、営業利益150,175千円、経常利益150,348千円、当期純利益108,201千円となりました。

当事業年度における主な勘定科目等の状況は次のとおりです。

①売上高

当事業年度における売上高は838,397千円（前期比13.6%増）となりました。これは主に、新規パッケージ売上高増加によるものであります。

②売上総利益

当事業年度における売上総利益は451,770千円（前期比13.1%増）となりました。これは主に、新規パッケージ売上高の増加、製品保証引当金繰入額の減少によるものであります。

③営業利益

当事業年度における営業利益は150,175千円（前期比36.2%増）となりました。これは主に、役員報酬の増加、支払報酬料及び研究開発費の減少によるものであります。

④経常利益

当事業年度における経常利益は150,348千円（前期比37.0%増）となりました。

⑤当期純利益

当事業年度における当期純利益は108,201千円（前期比53.1%増）となりました。

第32期第3四半期累計期間（自 2018年1月1日 至 2018年9月30日）

第32期第3四半期累計期間の経営成績は、売上高637,839千円、営業利益142,206千円、経常利益141,937千円、四半期純利益96,316千円となりました。

当第3四半期累計期間における主な勘定科目等の状況は次のとおりです。

①売上高

第32期第3四半期累計期間における売上高は637,839千円となりました。これは主に、新規パッケージ売上によるものであります。

②売上総利益

売上原価は269,958千円となりました。これは主に労務費、製造経費によるものです。その結果、当第3四半期累計期間における売上総利益は367,880千円となりました。

③営業利益

販売費及び一般管理費は225,673千円となりました。これは主に人件費によるものです。その結果、当第3四半期累計期間における営業利益は142,206千円となりました。

④経常利益

営業外収益は332千円、営業外費用は601千円となりました。その結果、当第3四半期累計期間における経常利益は141,937千円となりました。

⑤四半期純利益

法人税、住民税及び事業税は40,789千円、法人税等調整額は4,831千円となりました。その結果、当第3四半期累計期間における四半期純利益は96,316千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「4 事業等のリスク」に記載のとおり、市場環境、製品・サービス品質、組織体制等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社が今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくためには、経営者は「3 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における市場環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第31期事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

当事業年度の設備投資総額は、44,384千円であります。

その主な内容は、東京営業所設備工事代3,390千円及び「sinops事業」における販売用ソフトウェア開発による無形固定資産の取得34,270千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第32期第3四半期累計期間（自 2018年1月1日 至 2018年9月30日）

当第3四半期累計期間の設備投資総額は、28,606千円であります。

その内容は、販売用ソフトウェア開発による無形固定資産の取得28,606千円であります。

当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2 【主要な設備の状況】

当社は、国内に3ヶ所の営業所及び事務所を有しております。

以上のうち、主要な設備は、以下のとおりであります。

2017年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (大阪府大阪市北区)	事務所設備	6,919	9,802	16,722	44
東京営業所 (東京都千代田区)	事務所設備	3,309	—	3,309	4

(注) 1. 上記の金額には消費税等を含めておりません。

2. 本社、東京営業所の建物は賃借であり、年間賃借料はそれぞれ以下のとおりであります。

本社 28,470千円

東京営業所 9,841千円

3. 当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (2018年10月31日現在)

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	3,969,600
計	3,969,600

(注) 2018年3月28日開催の株主総会決議により、2018年4月1日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は3,948,200株増加し、3,969,600株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	992,400	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	992,400	—	—

(注) 1. 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより発行済株式数は987,438株増加し、992,400株となっております。

2. 2018年3月28日開催の株主総会決議により、2018年4月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

株式会社リンク第1回新株予約権（2016年3月19日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年10月31日)
新株予約権の数(個)	40	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40(注)1	8,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	130,000(注)2	650(注)2
新株予約権の行使期間	自 2016年7月1日 至 2026年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 130,000 資本組入額 65,000	発行価格 650 資本組入額 325
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の 取得については、当社取締役 会の決議による承認を要 するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は、1株であります。ただし、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

(1)行使条件

- ①新株予約権者は、2016年12月期乃至2018年12月期の期間中、いずれかの期の営業利益（監査済みの損益計算書（連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書）に基づくものとする。）が100百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥新株予約権者は、本新株予約権の行使期間（以下「行使期間」という。）中、その保有する本新株予約権の全部または一部について、当社の承諾を得ることなく放棄してはならない。
- ⑦新株予約権行使後1年間は、新たに行使はできない。

(2)行使可能割合

新株予約権者は、割当てられた本新株予約権個数のうち、その全部または一部につき本新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は1個単位とする。また、1度の行使個数は、新株予約権者が引き受けた個数の20%を超過することになる行使はできないものとする（1個未満の端数が生じる場合、切り上げ計算し1個とする。）。

(3)権利喪失事由

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、権利行使期間（以下「行使期間」という。）中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。

- ①禁錮以上の刑に処せられた場合。
- ②当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合。
- ③当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合。
- ④当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合。
- ⑤死亡した場合。
- ⑥当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。
- ⑦新株予約権者が退職、退任もしくは顧問契約解除後30日以内に、本新株予約権を行使しなかった場合。
- ⑧当社が上場できなかった場合。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3（1）の行使条件により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記で増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧その他新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - ⑨新株予約権の取得事由及び条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

株式会社リンク第2回新株予約権（2016年3月19日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年10月31日)
新株予約権の数（個）	185	153
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	20	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	185（注）1	30,600（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	130,000（注）2	650（注）2
新株予約権の行使期間	自 2018年4月1日 至 2026年3月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 130,000 資本組入額 65,000	発行価格 650 資本組入額 325
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は、1株であります。ただし、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

(1)行使条件

- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤新株予約権行使後1年間は、新たに行使はできない。

(2)行使可能割合

- ①新株予約権者は、割当てられた本新株予約権個数のうち、その全部または一部につき本新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は1個単位とする。また、1度の行使個数は、新株予約権者が引き受けた個数の20%を超過することになる行使はできないものとする（1個未満の端数が生じる場合、切り上げ計算し1個とする。）。
- ②新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。

(3)権利喪失事由

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、権利行使期間（以下「行使期間」という。）中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。

- ①禁錮以上の刑に処せられた場合。
- ②当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合。
- ③当社の業務命令によらず、または会社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関連会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合。
- ④当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合。
- ⑤死亡した場合。
- ⑥当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。
- ⑦新株予約権者が退職もしくは退任後30日以内に、本新株予約権を行使しなかった場合。
- ⑧会社が上場できなかった場合。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3（1）の行使条件により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記で増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧その他新株予約権の行使の条件
（注）3に準じて決定する。
 - ⑨新株予約権の取得事由及び条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

株式会社リンク第3回新株予約権（2017年3月28日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年10月31日)
新株予約権の数（個）	44	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	44（注）1	8,800（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200,000（注）2	1,000（注）2
新株予約権の行使期間	自 2017年5月1日 至 2027年4月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は、1株であります。ただし、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

(1)行使条件

- ①新株予約権者は、2017年12月期乃至2019年12月期の3期間中、いずれかの期の営業利益（監査済みの損益計算書（連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書）に基づくものとする。）が250百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。
- ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥新株予約権者は、本新株予約権の行使期間（以下「行使期間」という。）中、その保有する本新株予約権の全部または一部について、会社の承諾を得ることなく放棄してはならない。
- ⑦新株予約権行使後1年間は、新たに行使はできない。

(2)行使可能割合

新株予約権者は、割当てられた本新株予約権個数のうち、その全部または一部につき本新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は1個単位とする。また、1度の行使個数は、新株予約権者が引き受けた個数の20%を超過することになる行使はできないものとする（1個未満の端数が生じる場合、切り上げ計算し1個とする。）。

(3)権利喪失事由

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、権利行使期間（以下「行使期間」という。）中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。

- ①禁錮以上の刑に処せられた場合。
- ②当社または当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または社会や当社または当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合。
- ③当社または当社の関係会社の業務命令によらず、もしくは当社または当社の関係会社の書面による承諾を事前に得ず、当社または当社の関係会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合。
- ④当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合。
- ⑤死亡した場合。
- ⑥当社または当社の関係会社の承諾を得て、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。
- ⑦新株予約権者が退職、退任もしくは顧問契約解除後30日以内に、本新株予約権を行使しなかった場合。
- ⑧当社が上場できなかった場合。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3（1）の行使条件により本新株予約権の行使ができなくなった場合は当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記で増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧その他新株予約権の行使の条件
（注）3（1）に準じて決定する。
 - ⑨新株予約権の取得事由及び条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

株式会社リンク第4回新株予約権（2017年3月28日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2017年12月31日)	提出日の前月末現在 (2018年10月31日)
新株予約権の数（個）	102	85
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	7	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	102（注）1	17,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200,000（注）2	1,000（注）2
新株予約権の行使期間	自 2019年3月28日 至 2027年3月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200,000 資本組入額 100,000	発行価格 1,000 資本組入額 500
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5	同左

（注）1. 新株予約権1個につき、目的となる株式数は、1株であります。ただし、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割または併合の比率

本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件については、以下のとおりであります。

(1)行使条件

- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑤新株予約権行使後1年間は、新たに行使はできない。

(2)行使可能割合

- ①新株予約権者は、割当てられた本新株予約権個数のうち、その全部または一部につき本新株予約権を行使することができる。ただし、権利行使は1個単位とする。また、1度の行使個数は、新株予約権者が引き受けた個数の20%を超過することになる行使はできないものとする（1個未満の端数が生じる場合、切り上げ計算し1個とする。）。
- ②新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超過することになる行使はできないものとする。ただし、この金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更されるものとする。

(3)権利喪失事由

新株予約権者は、次の各号の一に該当した場合、権利行使期間（以下「行使期間」という。）中といえども、直ちに新株予約権を喪失する。

- ①禁錮以上の刑に処せられた場合。
- ②当社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇または辞職・辞任した場合。
- ③当社の業務命令によらずまたは当社の書面による承諾を事前に得ず、当社及び当社の関連会社以外の会社その他の団体の役員、執行役、顧問、従業員等になった場合。
- ④当社または当社の関係会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合。
- ⑤死亡した場合。
- ⑥当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。
- ⑦新株予約権者が退職もしくは退任後30日以内に、本新株予約権を行使しなかった場合。
- ⑧当社が上場できなかった場合。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ②新株予約権者が権利行使をする前に、（注）3（1）の行使条件により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
 - ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から、上記で増加する資本金の額を減じた額とする。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧その他新株予約権の行使の条件
（注）3（1）に準じて決定する。
 - ⑨新株予約権の取得事由及び条件
（注）4に準じて決定する。
 - ⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2015年11月20日 (注) 1	△138	446	—	35,000	—	1,380
2016年1月1日 (注) 2	4,014	4,460	—	35,000	—	1,380
2016年4月30日 (注) 3	185	4,645	15,000	50,000	9,050	10,430
2016年6月30日 (注) 4	197	4,842	12,805	62,805	12,805	23,235
2016年7月1日 (注) 5	100	4,942	6,500	69,305	6,500	29,735
2017年1月16日 (注) 6	12	4,954	780	70,085	780	30,515
2017年12月31日 (注) 7	8	4,962	800	70,885	800	31,315
2018年4月1日 (注) 8	987,438	992,400	—	70,885	—	31,315

- (注) 1. 自己株式消却による減少であります。
2. 2016年1月1日の株主名簿に記載または記録された株主に対し、1株につき10株の割合をもって分割いたしました。
3. 有償第三者割当 185株
発行価格 130,000円
資本組入額 81,081円
主な割当先 北浦 敏雄、永尾 正人、松間 喜彦、他18名
4. 有償第三者割当 197株
発行価格 130,000円
資本組入額 65,000円
主な割当先 情報技術開発株式会社、西巻 昌美、木村 安壽、他10名
5. 有償第三者割当 100株
発行価格 130,000円
資本組入額 65,000円
割当先 株式会社日本アクセス
6. 有償第三者割当 12株
発行価格 130,000円
資本組入額 65,000円
割当先 リンク社員持株会
7. 有償第三者割当 8株
発行価格 200,000円
資本組入額 100,000円
割当先 リンク社員持株会
8. 2018年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主に対し、1株につき200株の割合をもって分割いたしました。

(5) 【所有者別状況】

2018年10月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	3	—	—	37	40	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	4,400	—	—	5,524	9,924	—
所有株式数の割合 （%）	—	—	—	44.34	—	—	55.66	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2018年10月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 992,400	9,924	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	992,400	—	—
総株主の議決権	—	9,924	—

② 【自己株式等】

2018年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

①第1回新株予約権(2016年3月19日定時株主総会決議)

会社法に基づき、2016年3月19日定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	2016年3月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役1名、外部協力者1名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与者対象者の権利行使、監査等委員会設置会社への移行及び役員の変動により、本書提出日現在、付与対象者の区分及び人数は、取締役(監査等委員を除く)1名、取締役(監査等委員)1名、外部協力者(顧問)1名、その他1名の計4名となっております。

②第2回新株予約権(2016年3月19日定時株主総会決議)

会社法に基づき、2016年3月19日定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	2016年3月19日
付与対象者の区分及び人数	従業員34名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

③第3回新株予約権(2017年3月28日定時株主総会決議)

会社法に基づき、2017年3月28日定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	2017年3月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役2名、監査役2名、外部協力者4名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与者対象者の権利行使、監査等委員会設置会社への移行及び役員の異動により、本書提出日現在、付与対象者の区分及び人数は、取締役(監査等委員を除く)1名、取締役(監査等委員)2名、外部協力者(顧問)3名、その他2名の計8名となっております。

④第4回新株予約権(2017年3月28日定時株主総会決議)

会社法に基づき、2017年3月28日定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	2017年3月28日
付与対象者の区分及び人数	従業員48名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元についても重要な経営課題と認識しております。当社は現在、成長過程にあると考えており、事業の効率化と事業拡大のための投資等に充当することで、なお一層の業容拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

このことから、設立から現在に至るまで利益配当を実施しておりません。当事業年度の配当についても、経営成績及び財政状態を勘案し、内部留保の充実を図るため、無配とさせていただきました。内部留保資金については、財務体質の強化及び今後の業容拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は年1回の期末配当で行うことを基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、現時点において今後の配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。今後は、必要な内部留保を確保しつつ、経営成績及び財務状態等を勘案しながら、利益還元を積極的に検討していく所存であります。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 6名 女性 一名 (役員のうち女性の比率 一%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)	—	南谷 浩	1954年10月24日	1978年4月 大都商事株式会社(現ダイترون株式会社)入社 1982年1月 須磨電子産業株式会社入社 1987年10月 当社設立、代表取締役(現任) 2017年12月 合同会社南谷ホールディングス設立、代表社員(現任)	(注)4	472,000 (注)5
常務取締役	営業部長	林 亨	1972年7月20日	1995年4月 株式会社インダ入社 2001年4月 山陽インダ株式会社 兵庫営業所所長 2004年5月 同 取締役営業部長 2011年5月 四国インダ株式会社 取締役営業部長 2012年5月 同 代表取締役 2016年7月 当社常務取締役営業部長(現任)	(注)4	—
取締役	—	角田 吉隆	1955年4月17日	1978年4月 パロース株式会社入社 1981年11月 ユニー株式会社入社 2007年5月 同 執行役員 2017年6月 アトムス開業(現任) 2018年3月 当社取締役(現任)	(注)4	—
取締役 (監査等委員)	—	畠山 隆雄	1955年7月21日	1986年10月 トーマツコンサルティング株式会社入社 2000年6月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2001年6月 人財活性化研究所開業 2013年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授(現任) 2015年8月 当社入社、管理部嘱託 2016年7月 当社監査役 2018年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)6	—
取締役 (監査等委員)	—	木村 安壽	1949年4月3日	1973年11月 等松青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1977年9月 公認会計士登録(現任) 1991年7月 トーマツコンサルティング株式会社 代表取締役社長 1995年7月 監査法人トーマツ代表社員 1999年9月 木村公認会計士事務所開業(現任) 2005年4月 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究所会計専門職専攻教授 2009年10月 当社監査役 2018年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)6	2,000
取締役 (監査等委員)	—	南山 学	1958年12月5日	1981年4月 株式会社ワールド入社 2001年6月 同 取締役 2010年4月 株式会社メガスポーツ 代表取締役社長 2016年12月 株式会社チアフルプランニング 代表取締役社長(現任) 2018年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)	(注)6	—
計						474,000

- (注) 1. 2018年3月28日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 角田吉隆、木村安壽及び南山学は、社外取締役であります。

3. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。
委員長 畠山隆雄、委員 木村安壽、委員 南山学
なお、畠山隆雄は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
4. 取締役 南谷浩、林亨及び角田吉隆の任期は、2018年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 取締役 南谷浩の所有株式に、同人により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社の所有株式数を合計しております。
6. 取締役 畠山隆雄、木村安壽及び南山学の任期は、2019年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠取締役2名を選任しております。補欠取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
菅 智生	1965年10月26日	1989年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 2013年9月 プレミアインターナショナル株式会社 財務・経理部長兼支配人 2015年4月 大分県津久見市役所 地域おこし特別職 2016年10月 当社内部監査室長(現任) 2018年3月 当社補欠監査等委員(現任)	2,000
島崎 智久	1967年1月20日	1990年4月 トーマツコンサルティング株式会社入社 1994年11月 シー・ウィングコンサルティング株式会社入社 1998年5月 島崎社会保険労務士事務所開業 同代表(現任) 2001年7月 株式会社ディレクタイズ 取締役(現任) 2008年2月 米国公認会計士(現任) 2018年3月 当社補欠監査等委員(現任)	—
計			2,000

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

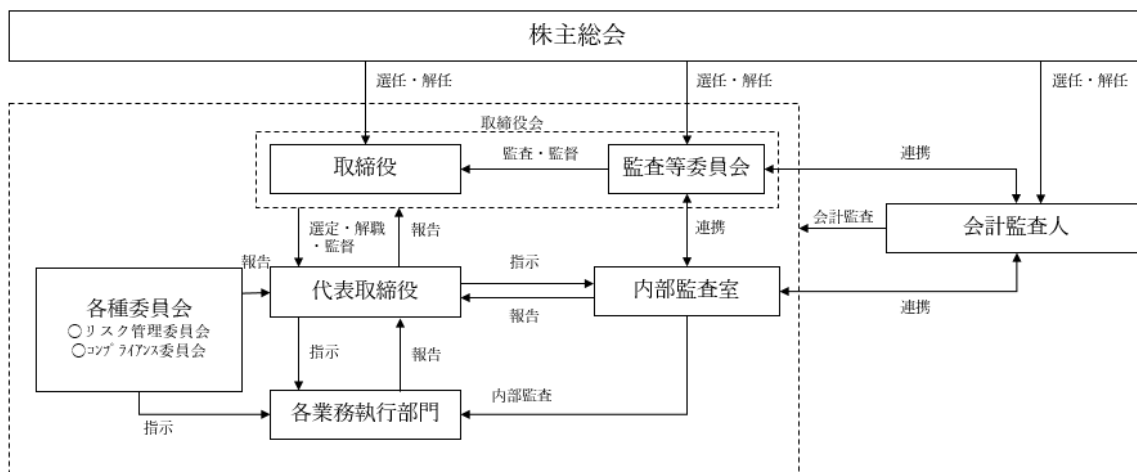
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「われわれは、在庫に関わる“人”、“もの”、“金”、“時間”、“情報”を最適化するITソリューションを提供し、限りある資源を有効活用することで、広く社会に貢献するために存在している。」という基本理念を掲げ、企業価値向上に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスの徹底は、事業拡大する上で重要課題と位置づけており、法令、社会規範、倫理等のルールに基づいて企業活動ができるよう取り組んでおります。

また、ステークホルダーの立場を尊重し、企業としての社会的責任を果たすため、法令のみならず企業倫理の確立を目的とし、役職員のモラル向上に努めています。

② 企業統治の体制

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、2018年3月28日開催の第31期定時株主総会の決議に基づき、「監査等委員会設置会社」へ移行いたしました。



a 取締役会・役員体制

当社の取締役会は監査等委員でない取締役3名（うち、社外取締役1名）、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成され、代表取締役社長が議長を務めています。3名の社外取締役は独立性が十分に確保されている上、企業経営等に関する豊富な知識と経験を有しています。各社外取締役はいずれも取締役会の議論に積極的に加わり、経営判断・意思決定を行っています。

また、企業活動に機動性を持たせるために執行役員4名を選任し、権限委譲した組織運営を行っております。なお、取締役会の開催状況は2016年12月期14回、2017年12月期15回開催しており、社外取締役の出席率は2016年12月期100%、2017年12月期100%で、貴重な質問・意見等の発言をしております。

b 監査等委員会

監査等委員会は、取締役3名（うち、社外取締役2名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査等委員会の活動の実効性確保のため、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を1名置き、常勤の監査等委員が重要会議に出席し、経営執行状況の適時的確な把握と監視に努めるとともに、遵法状況の点検・確認、財務報告に係る内部統制を含めた内部統制システムの整備・運用の状況等の監視・検証を通じて、取締役の職務執行が法令・定款に適合し、会社業務が適正に遂行されているかを監査します。

監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と定期的に情報・意見の交換を行うとともに、監査結果の報告を受け、会計監査人の監査への立ち会い等、緊密な連携を図ります。また、監査等委員会はコンプライアンスやリスク管理活動の状況等について内部監査室あるいは関連部門から定期的または個別に報告を受けます。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、以下のとおり定める内部統制システムの基本方針に従って体制を構築しております。

- a 取締役、執行役員及び使用人その他これらの者に相当する者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、「われわれは在庫に関わる“人”、“もの”、“金”、“時間”、“情報”を最適化するITソリューションを提供し、限りある資源を有効活用することで、広く社会に貢献するために存在している。」という基本理念を共通の志として、企業市民として、社会的な倫理の上に組織の意思決定を行い、事業活動を展開する。
 - (b) 前項の理念の実践のため、「行動指針」に基づき、法令・社会倫理の遵守を当社全ての取締役、執行役員及び従業員等の行動規範とする。取締役及び執行役員は、法令・定款並びに企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努める。
 - (c) 当社の取締役、執行役員及び従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス委員会を設置し、同委員会において、当社全体のコンプライアンス活動の推進を行い、コンプライアンス推進に関する重要課題を審議する。また、同委員会及び管理部門により、定期的に教育・研修活動を行うとともに、当社全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。
 - (d) コンプライアンス委員会は、同委員会の審議内容及び活動を、適宜、取締役会及び内部監査室に報告する。
 - (e) 取締役及び執行役員が当社のコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告する。また、内部通報制度を設置し、当社の従業員等がコンプライアンス上の問題点について直接報告できる体制とし、情報の確保に努めたいうで、報告を受けたコンプライアンス委員会は、その内容を調査し、必要に応じて関連部署と協議し、是正措置を取り、再発防止策を策定し、当社全体にこれを実施させる。
 - (f) 内部監査室を設置し、当社のコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施する。内部監査室はその結果を、適宜、代表取締役社長に報告する。
 - (g) 当社の財務報告の適正性の確保に向けた内部統制体制を整備・構築する。
 - (h) 取締役及び執行役員は、当社において、反社会的勢力との関係断絶及び不当要求への明確な拒絶のための体制を構築し、推進する。
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役及び執行役員は、株主総会議事録、取締役会議事録、重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他取締役の職務の執行に係る重要な情報を法令及び社内規程に基づき保存・管理する。
 - (b) 前項の文書等は、取締役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - (c) コンプライアンス委員会において、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ・ガバナンス体制を構築・推進する。
- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 当社のリスクマネジメントの基本方針は、取締役会において決定される。
 - (b) 業務執行におけるリスクは、各部門の管掌役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについて、取締役会において、分析・評価を行い、改善策を審議・決定する。
 - (c) 当社の経営上重要なリスクは、リスク管理委員会において、当社全体の業務遂行上のリスク及び品質リスクをそれぞれ網羅的・総括的に管理する。また、必要に応じ、当該リスクの管理に関する規程の制定・ガイドラインの策定・研修活動の実施等を指示して行う。
 - (d) 新たに生じた当社の経営上重要なリスクは、取締役会において、速やかに対応の責任を持つ執行役員を選定し、対応について決定する。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社の経営の基本方針は、取締役会において決定される。
 - (b) 当社は、取締役、執行役員及び従業員等が共有すべき全社的目標を定め、取締役は全社的目標達成のための具体的目標及び権限の適切な配分等、目標達成のための効率的な方法を定める。
 - (c) 各部門の管掌役員は、目標達成の進捗状況について、取締役会において確認し、具体的な対応策を報告しなければならない。
 - (d) 各取締役の業務執行の適切な分担を実施し、組織規程に基づき、効率的な意思決定を図る。

- e 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会が必要とする場合、監査等委員会の職務の補助をする使用人を配置する。使用人の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して決定し、取締役からの独立性を確保する。
- f 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
 - (a) 代表取締役及び監査等委員でない取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行の報告を行う。
 - (b) 監査等委員でない取締役、執行役員及び従業員等は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合または業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ確に対応する。
 - (c) 監査等委員でない取締役、執行役員及び従業員等は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行う。
 - (d) コンプライアンス委員会は、定期的に監査等委員会に対し、当社における内部通報の状況の報告を行う。
- g 内部通報制度を利用し報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役、執行役員及び従業員等は、コンプライアンス委員会に直接報告を行うことができ、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを内部通報制度に基づいて禁止する。
- h 監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、定期的に代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換する機会を設ける。

④ 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社では、被監査部門から独立した内部監査室が内部監査規程に基づき、業務監査を実施しております。内部監査室は、当社の業務部門の監査を内部監査規程及び年度計画に基づいて行い、会社の業務運営が法令、社内規程、経営方針等に従って、適切かつ有効に執行されているかを監査しております。

また、監査の結果報告を代表取締役・監査等委員会等に行い、各部門へ業務改善案等の助言も行ってまいります。

監査等委員については、3名（うち常勤監査等委員1名）を選任しております。監査等委員は取締役会その他の重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに、重要な決裁書類を閲覧し、取締役の職務執行及び意思決定についての適法性・適正性を監査しております。

また、内部監査担当者1名、監査等委員会及び会計監査人は、三様監査連絡会を定期的に開催するほか、適時に協議、意見交換を行い、連携を行う体制になっております。

なお、監査等委員である社外取締役 木村安壽氏は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

⑤ 会計監査の状況

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。なお、継続監査年数については、7年以下であるため記載を省略しております。

業務を執行した公認会計士の氏名

公認会計士 荒井 巖

公認会計士 土居 一彦

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名

その他 10名

⑥ 社外取締役との関係

本書提出日現在、当社は社外取締役を3名選任しております。

監査等委員である社外取締役 木村安壽氏は、過去にコンサルティング会社代表取締役社長としての経験もあり、更に公認会計士としての専門的な知識や経験に基づき、現在当社の社外監査役として独立した立場から経営を監査しており、引き続きこれらの知識と経験が、監査等委員会の職責遂行に資すると判断し、監

査等委員である社外取締役を選任しております。なお、木村安壽氏は、当社株式を2,000株保有しておりますが、それ以外に当社との間には特記すべき利害関係はありません。

社外取締役 角田吉隆氏は、ユニー株式会社の情報システム部責任者として8年間「sinops-R」の導入に尽力し、その有効活用を実現しました。また、流通業界の情報システム分野における重鎮であり、これらの知識と経験をもとに独立した立場から取締役の職務執行を監督することにより、取締役会の機能強化に資すると判断し、社外取締役に選任しております。なお、角田吉隆氏と当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役 南山学氏は、株式会社メガスポーツの代表取締役社長として、「sinops-R」を導入し、その有効活用を果たされたという経験から、業界情報・経営者感覚等を駆使し、独立した立場から取締役の職務執行を監督することにより、監査等委員会の職責遂行に資すると判断し、監査等委員である社外取締役に選任しております。なお、南山学氏と当社との間には人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

⑦ リスク管理体制の整備状況及びコンプライアンス体制の整備状況

当社では、市場、環境、労務、製品品質、技術革新、情報システム・セキュリティ、自然災害、風評等様々な事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、代表取締役社長をリスク管理責任者とする社内横断的なリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。

リスク管理委員会は、取締役・執行役員を委員に加え、当社運営に関する全社的・総合的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置づけております。各取締役・執行役員は担当部門のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合にはリスク管理委員会へ報告することとなっております。また、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「行動指針」を制定し、これに従い全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観を持った行動をとることを周知徹底しております。

⑧ 役員報酬の内容

a 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)					対象となる役員の 員数(人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職 慰労金	その他	
取締役 (社外取締役を除く。)	64,800	64,800	—	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	7,800	7,800	—	—	—	—	1
社外役員	9,000	9,000	—	—	—	—	1

b 提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

c 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関しては、株主総会で定められた報酬限度額内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は7名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めています。

⑩ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑪ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑫ 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令の定める額としております。当責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑬ 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

⑭ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
5,800	—	9,200	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等により提示される監査計画の内容を基に、監査時間等の妥当性を勘案、協議し、監査等委員会の同意を得た上で決定することとしています。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2016年1月1日から2016年12月31日まで）及び当事業年度（2017年1月1日から2017年12月31日まで）の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2018年7月1日から2018年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2018年1月1日から2018年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人及び各種団体が主催するセミナーへ参加するほか、財務・会計の専門書の定期購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	154,895	210,704
売掛金	159,448	187,856
仕掛品	※ 11,712	※ 12,356
前払費用	2,822	5,268
繰延税金資産	32,525	39,003
その他	600	924
流動資産合計	362,004	456,114
固定資産		
有形固定資産		
建物	13,044	16,435
減価償却累計額	△4,944	△6,205
建物（純額）	8,099	10,229
船舶	—	5,460
減価償却累計額	—	△5,459
船舶（純額）	—	0
工具、器具及び備品	49,247	50,410
減価償却累計額	△33,147	△40,607
工具、器具及び備品（純額）	16,100	9,802
有形固定資産合計	24,200	20,031
無形固定資産		
ソフトウェア	9,239	30,668
ソフトウェア仮勘定	5,970	11,447
その他	186	286
無形固定資産合計	15,397	42,402
投資その他の資産		
差入保証金	28,470	38,377
長期前払費用	11	123
繰延税金資産	5,926	3,303
保険積立金	39,596	39,383
その他	5,225	2,375
投資その他の資産合計	79,229	83,562
固定資産合計	118,827	145,996
資産合計	480,832	602,111

(単位：千円)

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	12,531	14,971
1年内返済予定の長期借入金	12,000	21,996
未払金	37,763	37,101
前受金	54,133	45,497
預り金	13,431	27,854
未払法人税等	46,544	18,216
未払消費税等	22,255	16,114
賞与引当金	5,440	6,508
製品保証引当金	28,448	37,586
受注損失引当金	※ 16,004	※ 27,038
流動負債合計	248,553	252,885
固定負債		
長期借入金	17,000	20,839
退職給付引当金	2,515	2,779
その他	13,790	6,381
固定負債合計	33,306	30,000
負債合計	281,859	282,885
純資産の部		
株主資本		
資本金	69,305	70,885
資本剰余金		
資本準備金	29,735	31,315
資本剰余金合計	29,735	31,315
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	95,023	203,224
利益剰余金合計	95,023	203,224
株主資本合計	194,063	305,424
新株予約権	4,909	13,800
純資産合計	198,972	319,225
負債純資産合計	480,832	602,111

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2018年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	354,952
売掛金	100,808
仕掛品	31,096
その他	46,929
流動資産合計	533,786
固定資産	
有形固定資産	13,907
無形固定資産	59,574
投資その他の資産	84,355
固定資産合計	157,837
資産合計	691,623
負債の部	
流動負債	
買掛金	7,726
1年内返済予定の長期借入金	17,996
前受金	81,420
未払法人税等	19,089
賞与引当金	26,400
製品保証引当金	40,879
受注損失引当金	9,134
その他	58,664
流動負債合計	261,312
固定負債	
長期借入金	8,342
退職給付引当金	2,977
固定負債合計	11,319
負債合計	272,631
純資産の部	
株主資本	
資本金	70,885
資本剰余金	31,315
利益剰余金	299,541
株主資本合計	401,741
新株予約権	17,250
純資産合計	418,991
負債純資産合計	691,623

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
売上高	738,202	838,397
売上原価	338,732	386,626
売上総利益	399,469	451,770
販売費及び一般管理費	※1,※2 289,201	※1,※2 301,595
営業利益	110,267	150,175
営業外収益		
受取利息	8	2
助成金収入	164	447
保険配当金	43	53
受取保険料	40	160
物品売却益	—	182
その他	100	78
営業外収益合計	356	923
営業外費用		
支払利息	293	305
売上割引	506	442
その他	73	2
営業外費用合計	874	750
経常利益	109,750	150,348
特別利益		
償却債権取立益	67	—
特別利益合計	67	—
特別損失		
会員権評価損	—	2,850
特別損失合計	—	2,850
税引前当期純利益	109,818	147,497
法人税、住民税及び事業税	47,971	43,152
法人税等調整額	△8,834	△3,855
法人税等合計	39,137	39,296
当期純利益	70,681	108,201

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)		当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)		
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	
I 労務費	※1	211,476	64.8	263,492	65.3	
II 外注費		22,118	6.8	35,378	8.8	
III 経費		92,755	28.4	104,301	25.9	
当期総製造費用		326,350	100	403,171	100	
期首仕掛品たな卸高		27,146		11,712		
合計		353,497		414,884		
期末仕掛品たな卸高		11,712		12,356		
他勘定振替高		※2	52,949		61,146	
当期製品製造原価			288,835		341,381	
当期商品仕入高			12,082		19,160	
ソフトウェア償却費		1,001		4,672		
製品保証引当金繰入額		27,444		9,137		
受注損失引当金繰入額		9,369		11,034		
その他売上原価		—		1,239		
当期売上原価		338,732		386,626		

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円) (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当事業年度 (千円) (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
旅費及び交通費	15,539	20,185
通信費	25,377	23,796
地代家賃	21,112	23,417
減価償却費	9,660	13,731

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円) (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当事業年度 (千円) (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
ソフトウェア仮勘定	5,970	35,429
研究開発費	46,978	25,717

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 2018年1月1日 至 2018年9月30日)
売上高	637,839
売上原価	269,958
売上総利益	367,880
販売費及び一般管理費	225,673
営業利益	142,206
営業外収益	
受取利息	3
受取保険料	180
その他	149
営業外収益合計	332
営業外費用	
支払利息	202
売上割引	322
その他	76
営業外費用合計	601
経常利益	141,937
税引前四半期純利益	141,937
法人税、住民税及び事業税	40,789
法人税等調整額	4,831
法人税等合計	45,621
四半期純利益	96,316

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	35,000	1,380	1,380	24,342	24,342	60,722	—	60,722
当期変動額								
新株の発行	34,305	28,355	28,355			62,660		62,660
当期純利益				70,681	70,681	70,681		70,681
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							4,909	4,909
当期変動額合計	34,305	28,355	28,355	70,681	70,681	133,341	4,909	138,250
当期末残高	69,305	29,735	29,735	95,023	95,023	194,063	4,909	198,972

当事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	69,305	29,735	29,735	95,023	95,023	194,063	4,909	198,972
当期変動額								
新株の発行	1,580	1,580	1,580			3,160		3,160
当期純利益				108,201	108,201	108,201		108,201
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）							8,891	8,891
当期変動額合計	1,580	1,580	1,580	108,201	108,201	111,361	8,891	120,253
当期末残高	70,885	31,315	31,315	203,224	203,224	305,424	13,800	319,225

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	109,818	147,497
減価償却費	12,269	21,466
受取利息及び受取配当金	△8	△2
支払利息	293	305
売上債権の増減額 (△は増加)	△85,180	△28,408
たな卸資産の増減額 (△は増加)	15,440	△643
仕入債務の増減額 (△は減少)	10,422	2,440
株式報酬費用	4,905	8,878
賞与引当金の増減額 (△は減少)	676	1,068
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	27,444	9,137
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	264	264
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	9,369	11,034
会員権評価損	—	2,850
前受金の増減額 (△は減少)	△19,449	△8,636
未払金の増減額 (△は減少)	9,933	△662
未払消費税等の増減額 (△は減少)	13,990	△6,140
預り金の増減額 (△は減少)	5,426	14,422
その他	△4,038	△9,843
小計	111,575	165,030
利息及び配当金の受取額	8	2
利息の支払額	△293	△305
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	169	△71,817
営業活動によるキャッシュ・フロー	111,458	92,909
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△5,341	△10,013
無形固定資産の取得による支出	△14,592	△34,290
差入保証金の差入による支出	—	△9,907
その他	690	102
投資活動によるキャッシュ・フロー	△19,243	△54,108
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	—	30,000
長期借入金の返済による支出	△14,774	△16,165
株式の発行による収入	62,660	3,160
新株予約権の発行による収入	4	13
財務活動によるキャッシュ・フロー	47,890	17,008
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	140,104	55,809
現金及び現金同等物の期首残高	14,790	154,895
現金及び現金同等物の期末残高	※ 154,895	※ 210,704

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産

① 自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しております。

② 市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却方法と見込販売期間(3年)の均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上する方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品の販売後、無償で補修する費用の支出に備えるため、過去の瑕疵補修費用の売上高に対する実績率及び個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末の受注案件のうち、損失が発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、その損失の見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積り額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ソフトウェア導入支援の請負契約に係る収益の計上基準

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しております。

ロ その他の契約

工事完成基準を適用しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産

①自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

②市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく償却方法と見込販売期間（3年）の均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上する方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品の販売後、無償で補修する費用の支出に備えるため、過去の瑕疵補修費用の売上高に対する実績率及び個別に追加原価の発生可能性を基礎とした見積額を計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末の受注案件のうち、損失が発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものについて、その損失の見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積り額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

ソフトウェア導入支援の請負契約に係る収益の計上基準

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

ロ その他の契約

工事完成基準を適用しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

前事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。
なお、当事業年度において財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※ 損失が見込まれる請負契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。
相殺表示したたな卸資産に対応する受注損失引当金の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
仕掛品に係るもの	24,160千円	23,995千円
計	24,160	23,995

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度28.9%、当事業年度25.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度71.1%、当事業年度74.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
役員報酬	54,360千円	81,600千円
給料及び手当	55,851	53,632
賞与引当金繰入額	1,312	1,592
支払報酬	31,651	25,675
減価償却費	1,607	3,063
研究開発費	49,017	25,717

※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
	49,017千円	25,717千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1, 2, 3	446	4,496	—	4,942
合計	446	4,496	—	4,942

- (注) 1. 当社は、2016年1月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。
 2. 普通株式の発行済株式総数の増加4,496株のうち4,014株は株式分割によるものであります。
 3. 普通株式の発行済株式総数の増加4,496株のうち482株は第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	4
	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	4,905
合計		—	—	—	—	—	4,909

当事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	4,942	20	—	4,962
合計	4,942	20	—	4,962

（注）普通株式の発行済株式総数の増加20株は第三者割当増資によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	4
	第2回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	10,853
	第3回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	13
	第4回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	2,929
合計		—	—	—	—	—	13,800

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月1日)
現金及び預金勘定	154,895千円	210,704千円
現金及び現金同等物	154,895	210,704

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引 (借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (2016年12月31日)	当事業年度 (2017年12月31日)
1年内	12,811千円	10,628千円
1年超	—	7,085千円
合計	12,811千円	17,714千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要資金については通常の営業活動で獲得した資金から充当することを基本方針としており、借入については資金需要が発生する都度、検討することとしております。また、資金運用は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金及び研究開発投資に係る資金調達を目的としたもので、支払金利の変動リスクを回避するため、原則として固定金利により資金調達を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち22%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	154,895	154,895	—
(2) 売掛金	159,448	159,448	—
資産計	314,343	314,343	—
(1) 買掛金	12,531	12,531	—
(2) 未払金	37,763	37,763	—
(3) 未払法人税等	46,544	46,544	—
(4) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	29,000	28,976	△23
負債計	125,839	125,816	△23

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2016年12月31日)
差入保証金	28,470

差入保証金は本社事務所等の賃貸借契約に伴うもので、市場価格がなく、返還時期の見積りが困難であるため、将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	154,895	—	—	—
売掛金	159,448	—	—	—
合計	314,343	—	—	—

4. 長期借入金の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	12,000	12,000	5,000	—	—	—
合計	12,000	12,000	5,000	—	—	—

当事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要資金については通常の営業活動で獲得した資金から充当することを基本方針としており、借入については資金需要が発生する都度、検討することとしております。また、資金運用は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金及び研究開発投資に係る資金調達を目的としたもので、支払金利の変動リスクを回避するため、原則として固定金利により資金調達を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程に従い、各事業部門における営業管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の金利変動リスクについては、随時、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち62%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	210,704	210,704	—
(2) 売掛金	187,856	187,856	—
資産計	398,561	398,561	—
(1) 買掛金	14,971	14,971	—
(2) 未払金	37,101	37,101	—
(3) 未払法人税等	18,216	18,216	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	42,835	42,821	△13
負債計	113,125	113,111	△13

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2017年12月31日)
差入保証金	38,377

差入保証金は本社事務所等の賃貸借契約に伴うもので、市場価格がなく、返還時期の見積りが困難であるため、将来のキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	210,704	—	—	—
売掛金	187,856	—	—	—
合計	398,561	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	21,996	14,996	5,843	—	—	—
合計	21,996	14,996	5,843	—	—	—

(退職給付関係)

前事業年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度を採用しておりますが、一部の従業員については、退職金規程に基づく退職一時金制度(非積立型制度であります。)を採用しております。

なお、当社が有する退職金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	2,251千円
退職給付費用	264
退職給付の支払額	—
退職給付引当金の期末残高	2,515

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,515千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,515
退職給付引当金	2,515
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,515

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 264千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)5,435千円です。

4. その他の退職給付に関する事項

退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行に伴う確定拠出年金制度への資産移換額は27,321千円であり、4年間で移換する予定です。

なお、当事業年度末時点の未移換額20,686千円は、未払金、長期未払金(固定負債の「その他」)に計上しております。

当事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度を採用しておりますが、一部の従業員については、退職金規程に基づく退職一時金制度（非積立型制度であります。）を採用しております。

なお、当社が有する退職金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	2,515千円
退職給付費用	264
退職給付の支払額	—
退職給付引当金の期末残高	2,779

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,779千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,779
退職給付引当金	2,779
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,779

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 264千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、当事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）6,641千円です。

4. その他の退職給付に関する事項

退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行に伴う確定拠出年金制度への資産移換額は27,321千円であり、4年間で移換する予定です。

なお、当事業年度末時点の未移換額12,762千円は、未払金、長期末払金（固定負債の「その他」）に計上しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
販売費及び一般管理費の株式報酬費	905
売上原価の株式報酬費	3,999

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役2名 監査役1名 顧問1名	従業員34名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 8,000株	普通株式 37,000株
付与日	2016年7月1日	2016年4月1日
権利確定条件	定めはありません	(注)2
対象勤務期間	定めはありません	自 2016年4月1日 至 2018年3月30日
権利行使期間	自 2016年7月1日 至 2026年6月30日	自 2018年4月1日 至 2026年3月18日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2018年4月1日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使条件は次のとおりです。

- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2016年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	—	—
付与	8,000	37,000
失効	—	—
権利確定	8,000	—
未確定残	—	37,000
権利確定後 (株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	8,000	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	8,000	—

(注) 2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
権利行使価格 (注) (円)	650	650
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (注) (円)	1株につき50銭	1株につき375円87銭

(注) 2018年4月1日をもって普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、権利行使価格及び付与日における公正な評価単価につきましては、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第1回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション
 (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第1回新株予約権
株価変動性 (注) 1	59.67 %
予想残存期間 (注) 2	10 年
予想配当 (注) 3	— 円
無リスク利率 (注) 4	△0.02 %

- (注) 1. 当社は未公開会社であるため、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用しております。
 2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。
 3. 直近の配当実績によっております。
 4. 満期日までの期間に対応した国債の利回りであります。

第2回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル
 (2) 主な基礎数値及び見積方法

	第2回新株予約権
株価変動性 (注) 1	57.16 %
予想残存期間 (注) 2	8 年
予想配当 (注) 3	— 円
無リスク利率 (注) 4	△0.15 %

- (注) 1. 当社は未公開会社であるため、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用しております。
 2. 割当日から権利行使期間の中間点までの期間であります。
 3. 直近の配当実績によっております。
 4. 満期日までの期間に対応した国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	当事業年度 （自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）
販売費及び一般管理費の株式報酬費	1,995
売上原価の株式報酬費	6,882

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	取締役2名 監査役1名 顧問1名	従業員34名	取締役2名 監査役2名 顧問4名	従業員48名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）1	普通株式 8,000株	普通株式 37,000株	普通株式 8,800株	普通株式 20,400株
付与日	2016年7月1日	2016年4月1日	2017年5月1日	2017年5月1日
権利確定条件	定めはありません	（注）2	定めはありません	（注）2
対象勤務期間	定めはありません	自 2016年4月1日 至 2018年3月31日	定めはありません	自 2017年5月1日 至 2019年3月27日
権利行使期間	自 2016年7月1日 至 2026年6月30日	自 2018年4月1日 至 2026年3月18日	自 2017年5月1日 至 2027年4月30日	自 2019年3月28日 至 2027年3月27日

（注）1. 株式数に換算して記載しております。なお、2018年4月1日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使条件は次のとおりです。

- ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2017年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利確定前 (株)				
前事業年度末	—	37,000	—	—
付与	—	—	8,800	20,400
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	8,800	—
未確定残	—	37,000	—	20,400
権利確定後 (株)				
前事業年度末	8,000	—	—	—
権利確定	—	—	8,800	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
未行使残	8,000	—	8,800	—

(注) 2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、株式分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
権利行使価格(注) (円)	650	650	1,000	1,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(注) (円)	1株につき50銭	1株につき375円87銭	1株につき1円50銭	1株につき448円05銭

(注) 2018年4月1日をもって普通株式1株につき200株の株式分割を行っており、権利行使価格及び付与日における公正な評価単価につきましては、当該株式分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第3回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション
 (2) 主な基礎数値及び見積方法

		第3回新株予約権
株価変動性	(注) 1	54.28 %
予想残存期間	(注) 2	10 年
予想配当	(注) 3	— 円
無リスク利率	(注) 4	0.08 %

- (注) 1. 当社は未公開会社であるため、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用しております。
 2. 割当日から権利行使期間満了日までの期間であります。
 3. 直近の配当実績によっております。
 4. 満期日までの期間に対応した国債の利回りであります。

第4回新株予約権の公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル
 (2) 主な基礎数値及び見積方法

		第4回新株予約権
株価変動性	(注) 1	49.20 %
予想残存期間	(注) 2	6 年
予想配当	(注) 3	— 円
無リスク利率	(注) 4	△0.14 %

- (注) 1. 当社は未公開会社であるため、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用しております。
 2. 割当日から権利行使期間の中間点までの期間であります。
 3. 直近の配当実績によっております。
 4. 満期日までの期間に対応した国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2016年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2016年12月31日)
繰延税金資産	
製品保証引当金	9,891千円
仕掛品評価損	8,400
受注損失引当金	5,564
長期未払金	4,780
未払事業税	4,216
未払金	2,561
賞与引当金	1,891
その他	2,231
繰延税金資産小計	39,537
評価性引当額	△1,085
繰延税金資産合計	38,451
繰延税金資産の純額	38,451

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が2016年3月29日に国会で成立し、2016年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3%から、2017年1月1日に開始する事業年度及び2018年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.8%に、2019年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については34.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は605千円減少しており、法人税等調整額が同額増加しております。

当事業年度（2017年12月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2017年12月31日)
繰延税金資産	
製品保証引当金	13,069千円
仕掛品評価損	8,343
受注損失引当金	9,401
長期未払金	2,204
未払事業税	3,505
未払金	2,419
賞与引当金	2,262
その他	3,169
繰延税金資産小計	44,378
評価性引当額	△2,070
繰延税金資産合計	42,307
繰延税金資産の純額	42,307

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2017年12月31日)
法定実効税率	34.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7
株式報酬費用	2.1
住民税均等割	0.3
試験研究費等特別控除	△11.3
軽減税率適用による差異	△0.8
評価性引当額の増減額	0.7
その他	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.6

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

当社は、事務所等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当事業年度(自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

当社は、事務所等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。

そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社日本アクセス	184,870	sinops事業
株式会社インダ	115,390	sinops事業

当事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社日本アクセス	247,989	sinops事業
株式会社ダイエー	90,924	sinops事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	南谷 浩	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接29.5	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 2	29,000	—	—
役員及び主要株主	南谷 浩	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接29.5	債務被保証	不動産賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 3	28,470	—	—

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社の銀行借入に係る債務保証を受けております。なお、保証料の支払及び担保の提供等は行っておりません。取引金額には当該債務保証に係る当事業年度の借入残額を記載しております。
3. 当社の本社建物の賃貸借契約に係る債務保証を受けております。なお、保証料の支払及び担保の提供等は行っておりません。取引金額には当該債務保証に係る当事業年度の賃借料の支払額を記載しております。

当事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	南谷 浩	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接29.4	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証 (注) 2	17,000	—	—
役員及び主要株主	南谷 浩	—	—	当社代表取締役	(被所有)直接29.4	債務被保証	不動産賃貸借契約に対する債務被保証 (注) 3	28,470	—	—

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社の銀行借入に係る債務保証を受けております。なお、保証料の支払及び担保の提供等は行っておりません。取引金額には当該債務保証に係る当事業年度の借入残額を記載しております。
3. 当社の本社建物の賃貸借契約に係る債務保証を受けております。なお、保証料の支払及び担保の提供等は行っておりません。取引金額には当該債務保証に係る当事業年度の賃借料の支払額を記載しております。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)

	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
1株当たり純資産額	196.34円
1株当たり当期純利益金額	74.65円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2018年3月12日開催の取締役会決議に基づき、2018年4月1日付をもって普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式会社分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2016年1月1日 至 2016年12月31日)
当期純利益金額 (千円)	70,681
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	70,681
普通株式の期中平均株式数 (株)	946,838
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の数225個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)

	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
1株当たり純資産額	307.76円
1株当たり当期純利益金額	109.22円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2018年3月12日開催の取締役会決議に基づき、2018年4月1日付をもって普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)
当期純利益金額 (千円)	108,201
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	108,201
普通株式の期中平均株式数 (株)	990,705
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類(新株予約権の数344個) なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2016年1月1日 至 2016年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

当社は、2018年3月12日開催の取締役会決議により2018年4月1日付の株式分割を実施いたしました。また、上記株式分割に伴い、2018年3月28日開催の株主総会決議により定款の一部を変更し単元株制度の採用を実施いたしました。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2018年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき200株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	4,962株
今回の分割により増加する株式数	987,438株
株式分割後の発行済株式総数	992,400株
株式分割後の発行可能株式総数	3,969,600株

(3) 株式分割の効力発生日

2018年4月1日

(4) その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、2018年4月1日以降に行使する新株予約権の行使価額を以下のとおり調整いたしました。

名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	130,000円	650円
第2回新株予約権	130,000円	650円
第3回新株予約権	200,000円	1,000円
第4回新株予約権	200,000円	1,000円

(6) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間
（自 2018年1月1日
至 2018年9月30日）

減価償却費 17,558千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 2018年1月1日 至 2018年9月30日）

当社は「sinops事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 （自 2018年1月1日 至 2018年9月30日）
1株当たり四半期純利益金額	97円05銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額（千円）	96,316
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	96,316
普通株式の期中平均株式数（株）	992,400
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

2. 当社は、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

該当事項はありません。

【債券】

該当事項はありません。

【その他】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	13,044	3,390	—	16,435	6,205	1,261	10,229
船舶	—	5,460	—	5,460	5,459	5,459	0
工具、器具及び備品	49,247	1,162	—	50,410	40,607	7,460	9,802
有形固定資産計	62,291	10,013	—	72,305	52,273	14,181	20,031
無形固定資産							
ソフトウェア	21,790	28,713	—	50,504	19,835	7,285	30,668
ソフトウェア仮勘定	5,970	35,429	29,953	11,447	—	—	11,447
その他	186	100	—	286	—	—	286
無形固定資産計	27,947	64,243	29,953	62,237	19,835	7,285	42,402
長期前払費用	—	—	—	123	—	—	123

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 28,713千円 販売用ソフトウェアのリリースによるものです。

ソフトウェア仮勘定 34,270千円 販売用ソフトウェア開発によるものです。

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定 28,713千円 販売用ソフトウェアへの振替によるものです。

3. 長期前払費用の金額が資産総額の1%以下であるため、「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。また、長期前払費用は期間配分に係るものであり、償却資産とは性格が異なるため、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」及び「当期償却額」には含めておりません。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	12,000	21,996	0.83	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	17,000	20,839	0.81	2019年～2020年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	29,000	42,835	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	14,996	5,843	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	5,440	6,508	5,440	—	6,508
製品保証引当金	28,448	23,328	14,191	—	37,586
受注損失引当金	16,004	27,038	12,652	3,351	27,038

(注) 受注損失引当金の「当期減少額（その他）」は使用実績との差額の取崩であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	132
預金	
普通預金	210,472
定期預金	100
小計	210,572
合計	210,704

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社日本アクセス	116,095
株式会社メガスポーツ	18,900
株式会社インダ	18,671
鹿児島インダ株式会社	13,207
情報技術開発株式会社	5,224
その他	15,758
合計	187,856

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
159,448	798,621	770,212	187,856	80.4	79

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ. 仕掛品

品目	金額 (千円)
システム導入支援	12,356
合計	12,356

ニ. 繰延税金資産

繰延税金資産は、流動資産と固定資産の合計42,307千円であり、その内容については「1 財務諸表等

(1) 財務諸表 注記事項 (税効果会計関係)」に記載しております。

ホ. 差入保証金

相手先	金額 (千円)
東京建物株式会社	28,470
三菱地所プロパティマネジメント株式会社	9,841
ディー・ジェイ・ビル管理株式会社	66
合計	38,377

へ. 保険積立金

相手先	金額 (千円)
メットライフ生命保険株式会社	22,742
エヌエヌ生命保険株式会社	13,365
ジブラルタ生命保険株式会社	3,275
合計	39,383

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
日本総合システム株式会社	5,110
株式会社システムハウス関西	3,237
株式会社ドラプロ	2,406
株式会社日立システムズ	1,581
株式会社ニコシス	1,404
その他	1,231
合計	14,971

ロ. 未払金

相手先	金額 (千円)
法定福利費	11,010
確定拠出年金制度移行に係る未払金	6,381
株式会社ジェーシービー	2,931
ANAセールス株式会社	1,579
有限会社浅川MC	1,473
その他	13,725
合計	37,101

ハ. 前受金

相手先	金額 (千円)
株式会社日立システムズ	13,406
株式会社イシダ	7,331
株式会社ダイエー	6,512
四国イシダ株式会社	3,648
株式会社せんだう	2,916
その他	11,682
合計	45,497

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後から3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をできない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.sinops.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1） 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2） 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3） 株主の有する株式数に応じて募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - （4） 当会社に対して、自己の有する単元未満株式が単元株式となるように、買い増し請求する権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2016年7月2日	南谷浩	大阪府守口市	特別利害関係等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	南谷純	東京都文京区	特別利害関係等(当社の代表取締役の二親等以内の血族、大株主上位10名)	800	贈与	所有者の事情による
2016年7月2日	南谷浩	大阪府守口市	特別利害関係等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	南谷のどか	大阪府守口市	特別利害関係等(当社の代表取締役の二親等以内の血族、大株主上位10名)	800	贈与	所有者の事情による
2016年7月2日	南谷浩	大阪府守口市	特別利害関係等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	南谷めぐみ	大阪府守口市	特別利害関係等(当社の代表取締役の二親等以内の血族、大株主上位10名)	800	贈与	所有者の事情による
2017年12月29日	静間荘司	大阪府大阪市天王寺区	特別利害関係等(当社の大株主上位10名)	リンク社員持株会	大阪府大阪市北区梅田一丁目12番12号 東京建物梅田ビル5階	特別利害関係等(当社の大株主上位10名)	10	2,000,000(200,000)	所有者の当社退職による譲渡
2018年1月12日	南谷浩	大阪府守口市	特別利害関係等(当社の代表取締役、大株主上位10名)	合同会社南谷ホールディングス	大阪府守口市豊秀町二丁目7番4号1107号室	特別利害関係等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	1,100	220,000,000(200,000)	所有者の事情による
2018年1月12日	南谷純	東京都文京区	特別利害関係等(当社の代表取締役の二親等以内の血族、大株主上位10名)	合同会社南谷ホールディングス	大阪府守口市豊秀町二丁目7番4号1107号室	特別利害関係等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	300	60,000,000(200,000)	所有者の事情による
2018年1月12日	南谷のどか	大阪府守口市	特別利害関係等(当社の代表取締役の二親等以内の血族、大株主上位10名)	合同会社南谷ホールディングス	大阪府守口市豊秀町二丁目7番4号1107号室	特別利害関係等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	300	60,000,000(200,000)	所有者の事情による
2018年1月12日	南谷めぐみ	大阪府守口市	特別利害関係等(当社の代表取締役の二親等以内の血族、大株主上位10名)	合同会社南谷ホールディングス	大阪府守口市豊秀町二丁目7番4号1107号室	特別利害関係等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	300	60,000,000(200,000)	所有者の事情による

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年10月10日	伊藤正征	滋賀県大津市	特別利害関係等(当社の大株主上位10名)	リンク社員持株会	大阪府大阪市北区梅田一丁目12番12号 東京建物梅田ビル5階	特別利害関係等(当社の大株主上位10名)	2,000	2,600,000 (1,300)	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日（2016年1月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式または新株予約権の譲受けまたは譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。
5. 移動価格は、ディスカウントキャッシュフロー法、類似会社比較法により算出した価格を基礎として決定しております。
6. 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記のうち当該株式分割前の移動は分割前の内容を、当該株式分割後の移動は分割後の内容を記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)	株式(3)
発行年月日	2016年4月30日	2016年6月30日	2016年7月1日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	185株	197株	100株
発行価格	130,000円 (注) 4	130,000円 (注) 4	130,000円 (注) 4
資本組入額	81,081円	65,000円	65,000円
発行価額の総額	24,050,000円	25,610,000円	13,000,000円
資本組入額の総額	15,000,000円	12,805,000円	6,500,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	—	—	—

項目	株式(4)	株式(5)	新株予約権①
発行年月日	2017年1月16日	2017年12月31日	2016年7月1日
種類	普通株式	普通株式	第1回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	12株	8株	普通株式 40株
発行価格	130,000円 (注) 4	200,000円 (注) 5	130,000円 (注) 4
資本組入額	65,000円	100,000円	65,000円
発行価額の総額	1,560,000円	1,600,000円	5,200,000円
資本組入額の総額	780,000円	800,000円	2,600,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	2016年3月19日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2	(注) 2	—

項目	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
発行年月日	2016年4月1日	2017年5月1日	2017年5月1日
種類	第2回新株予約権 (ストックオプション)	第3回新株予約権 (ストックオプション)	第4回新株予約権 (ストックオプション)
発行数	普通株式 185株	普通株式 44株	普通株式 102株
発行価格	130,000円 (注) 4	200,000円 (注) 5	200,000円 (注) 5
資本組入額	65,000円	100,000円	100,000円
発行価額の総額	24,050,000円	8,800,000円	20,400,000円
資本組入額の総額	12,025,000円	4,400,000円	10,200,000円
発行方法	2016年3月19日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2017年3月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。	2017年3月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストックオプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員または従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員または従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理または受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は2017年12月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
 3. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員または従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 4. 発行価格は、収益還元法及び類似会社比較法により算定した価格を参考として、決定しております。
 5. 発行価格は、DCF法(ディスカウント・キャッシュフロー法)及び類似会社比較法により算定した価格を参考として、決定しております。
 6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	130,000円	130,000円	200,000円
行使請求期間	2016年7月1日から 2026年6月30日まで	2018年4月1日から 2026年3月18日まで	2017年5月1日から 2027年4月30日まで
行使の条件	<p>①新株予約権者は、2016年12月期乃至2018年12月期の期間中、いずれかの期の営業利益（監査済みの損益計算書（連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書）に基づくものとする。）が100百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。</p> <p>②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥新株予約権者は、本新株予約権の行使期間（以下「行使期間」という。）中、その保有する本新株予約権の全部または一部について、当社の承諾を得ることなく放棄をしてはならない。</p> <p>⑦新株予約権行使後1年間は、新たに行使はできない。</p>	<p>①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤新株予約権行使後1年間は、新たに行使はできない。</p>	<p>①新株予約権者は、2017年12月期乃至2019年12月期の3期間中、いずれかの期の営業利益（監査済みの損益計算書（連結財務諸表を作成している場合には連結損益計算書）に基づくものとする。）が250百万円を超過した場合、新株予約権を行使することができる。</p> <p>②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合、取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥新株予約権者は、本新株予約権の行使期間（以下「行使期間」という。）中、その保有する本新株予約権の全部または一部について、会社の承諾を得ることなく放棄をしてはならない。</p> <p>⑦新株予約権行使後1年間は、新たに行使はできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

項目	新株予約権④
行使時の払込金額	200,000円
行使請求期間	2019年3月28日から 2027年3月27日まで
行使の条件	<p>①新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、相談役、顧問または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤新株予約権行使後1年間は、新たに行使はできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(注) 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式(1)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
菅 智生	大阪府大阪市北区	会社員	10	1,300,000 (130,000)	当社の従業員、特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
永尾 正人	大阪府大阪市都島区	個人事業主	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
南谷 武	大阪府南河内郡河南町	会社員	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者(当社の代表取締役の二親等以内の血族、当社大株主上位10名)
松間 喜彦	京都府京都市下京区	会社員	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
山田 彰	北海道旭川市	会社役員	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
耳野 賢	奈良県奈良市	会社員	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
清水 高士	大阪府大阪市福島区	会社役員	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
大石 知己	埼玉県さいたま市浦和区	会社役員	10	1,300,000 (130,000)	外部協力者、特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
紺谷 健治	滋賀県大津市	無職	10	1,300,000 (130,000)	外部協力者、特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
水野 勉	京都府京田辺市	無職	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
水野 雅文	京都府京田辺市	会社員	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
堀井 秀則	岡山県岡山市中区	会社役員	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
伊藤 正征	滋賀県大津市	無職	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
長尾 修治	大阪府東大阪市	無職	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
加藤 賢哉	東京都北区	会社員	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等(当社大株主上位10名)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
野津 基弘	東京都港区	会社役員	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等 (当社大株主上位10名)
北浦 敏雄	大阪府堺市美原区	会社役員	5	650,000 (130,000)	—
石田 成美	大阪府富田林市	無職	5	650,000 (130,000)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役の二親等以内の血族)
山田 稔	北海道旭川市	会社役員	5	650,000 (130,000)	—
山田 美智恵	北海道旭川市	無職	5	650,000 (130,000)	—
御堂前 千歳	奈良県生駒市	会社員	5	650,000 (130,000)	—

(注) 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記株式数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式(2)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
情報技術開発株式会社 代表取締役社長 三好 一郎 資本金 1,351,000,000円	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	ソフトウェア開発	100	13,000,000 (130,000)	取引先、特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
西巻 昌美	大阪府大阪市此花区	会社役員	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、当社大株主上位10名)
木村 安壽	大阪府枚方市	会社役員	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役、当社大株主上位10名)
宮崎 嗣	大阪府大阪市北区	会社員	10	1,300,000 (130,000)	当社の従業員、特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
島井 幸太郎	兵庫県川辺郡猪名川町	会社員	10	1,300,000 (130,000)	当社の従業員、特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
永山 友和	大阪府大阪市都島区	会社員	10	1,300,000 (130,000)	当社の従業員、特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
久保 祐	兵庫県神戸市東灘区	個人事業主	10	1,300,000 (130,000)	外部協力者、特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
柳 志哲	GwangMyeung-Si, Gyeonggi-do (Republic of Korea)	会社員	10	1,300,000 (130,000)	当社の従業員、特別利害関係者等(当社大株主上位10名)
中村 明順	滋賀県守山市	会社員	10	1,300,000 (130,000)	当社の従業員、特別利害関係者等(当社大株主上位10名)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との関係
静間 荘司	大阪市天王寺区	会社員	10	1,300,000 (130,000)	当社の従業員、特別 利害関係者等(当社 大株主上位10名)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
岡本 数彦	京都府長岡京市	会社員	5	650,000 (130,000)	当社の従業員
齋藤 博行	滋賀県大津市	会社員	1	130,000 (130,000)	当社の従業員
高橋 治人	山形県飽海郡遊佐町	会社員	1	130,000 (130,000)	当社の従業員

(注) 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記株式数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式(3)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
株式会社日本アクセス 代表取締役 佐々木 淳一 資本金 2,620,000,000円	東京都品川区大崎一丁目 2番2号	商社	100	13,000,000 (130,000)	取引先、特別利害関係者等(当社大株主上位10名)

(注) 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記株式数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式(4)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
リンク社員持株会 理事長 島井 幸太郎	大阪府大阪市北区梅田一丁目12番12号 東京建物梅田ビル5階 株式会社リンク内	社員持株会	12	1,560,000 (130,000)	当社持株会、特別利害関係者等(当社大株主上位10名)

(注) 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記株式数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

株式(5)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
リンク社員持株会 理事長 島井 幸太郎	大阪府大阪市北区梅田一丁目12番12号 東京建物梅田ビル5階 株式会社リンク内	社員持株会	8	1,600,000 (200,000)	当社持株会、特別利害関係者等(当社大株主上位10名)

(注) 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記株式数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
西巻 昌美	大阪府大阪市此花区	会社役員	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
林 亨	東京都中央区	会社役員	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
木村 安壽	大阪府枚方市	会社役員	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
浅川 三人	奈良県大和郡山市	会社役員	10	1,300,000 (130,000)	外部協力者

(注) 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記株式数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
永山 友和	大阪府大阪市都島区	会社員	17	2,210,000 (130,000)	当社の従業員
岡本 数彦	京都府長岡京市	会社員	16	2,080,000 (130,000)	当社の従業員
許 翔	兵庫県神戸市中央区	会社員	11	1,430,000 (130,000)	当社の従業員 (注) 2
新谷 一	兵庫県尼崎市	会社員	11	1,430,000 (130,000)	当社の従業員
柳 志哲	GwangMyeung-Si, Gyeonggi-do (Republic of Korea)	会社員	11	1,430,000 (130,000)	当社の従業員
佐武 修一	大阪府大阪市東淀川区	会社員	9	1,170,000 (130,000)	当社の従業員
宮崎 嗣	大阪府大阪市北区	会社員	9	1,170,000 (130,000)	当社の従業員
島井 幸太郎	兵庫県川辺郡猪名川町	会社員	9	1,170,000 (130,000)	当社の従業員
伊井 加奈	大阪府大阪市北区	会社員	8	1,040,000 (130,000)	当社の従業員
志築 直哉	兵庫県西宮市	会社員	8	1,040,000 (130,000)	当社の従業員 (注) 3
森川 将	兵庫県西宮市	会社員	7	910,000 (130,000)	当社の従業員
一居 善一	大阪府大阪市生野区	会社員	7	910,000 (130,000)	当社の従業員
柳樂 秀士	大阪府守口市	会社員	6	780,000 (130,000)	当社の従業員 (注) 4
竹島 美旭	大阪府大阪市平野区	会社員	5	650,000 (130,000)	当社の従業員
栗井 宏明	大阪府大阪市天王寺区	会社員	5	650,000 (130,000)	当社の従業員
奈智 政人	大阪府大阪市都島区	会社員	5	650,000 (130,000)	当社の従業員
井上 善司	兵庫県西宮市	会社員	5	650,000 (130,000)	当社の従業員 (注) 5

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
齋藤 博行	滋賀県大津市	会社員	5	650,000 (130,000)	当社の従業員
菊本 大志	兵庫県川西市	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の従業員
工藤 良介	大阪府大阪市北区	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の従業員
清水 麻里子	大阪府大阪市中央区	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の従業員
眞部 卓也	大阪府守口市	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の従業員
山川 大輝	兵庫県明石市	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の従業員
藤長 由子	大阪府堺市南区	会社員	3	390,000 (130,000)	当社の従業員
北尾 和也	大阪府堺市東区	会社員	2	260,000 (130,000)	当社の従業員
大塚 彩紀	滋賀県草津市	会社員	2	260,000 (130,000)	当社の従業員
古井 将太	大阪府大阪市都島区	会社員	2	260,000 (130,000)	当社の従業員
鈴木 和記	兵庫県川辺郡猪名川町	会社員	1	130,000 (130,000)	当社の従業員 (注) 6
中村 明順	滋賀県守山市	会社員	1	130,000 (130,000)	当社の従業員
花房 海咲	大阪府大阪市北区	会社員	1	130,000 (130,000)	当社の従業員
若尾 保賛奈	大阪府大阪市北区	会社員	1	130,000 (130,000)	当社の従業員 (注) 7
高橋 治人	山形県飽海郡遊佐町	会社員	1	130,000 (130,000)	当社の従業員
真田 敏寛	大阪府大阪市北区	会社員	1	130,000 (130,000)	当社の従業員
西原 一哲	神奈川県横浜市旭区	会社員	1	130,000 (130,000)	当社の従業員

(注) 1. 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記株式数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2. 許 翔は、退職により、権利を喪失しております。
3. 志築 直哉は、退職により、権利を喪失しております。
4. 柳樂 秀士は、退職により、権利を喪失しております。
5. 井上 善司は、退職により、権利を喪失しております。
6. 鈴木 和記は、退職により、権利を喪失しております。
7. 若尾 保賛奈は、退職により、権利を喪失しております。

新株予約権③

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
西巻 昌美	大阪府大阪市此花区	会社役員	10	2,000,000 (200,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
林 亨	東京都中央区	会社役員	10	2,000,000 (200,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
畠山 隆雄	大阪府富田林市	会社役員	5	1,000,000 (200,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
大石 知巳	埼玉県さいたま市浦和区	会社役員	5	1,000,000 (200,000)	外部協力者
金谷 仁史	大阪府堺市堺区	個人事業主	5	1,000,000 (200,000)	外部協力者
紺谷 健治	滋賀県大津市	個人事業主	5	1,000,000 (200,000)	外部協力者
木村 安壽	大阪府枚方市	会社役員	2	400,000 (200,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
浅川 三人	奈良県大和郡山市	会社役員	2	400,000 (200,000)	外部協力者

(注) 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記株式数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

新株予約権④

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
菅 智生	大阪府大阪市北区	会社員	6	1,200,000 (200,000)	当社の従業員
島井 幸太郎	兵庫県川辺郡猪名川町	会社員	5	1,000,000 (200,000)	当社の従業員
北尾 和也	大阪府堺市東区	会社員	5	1,000,000 (200,000)	当社の従業員
岡本 数彦	京都府長岡京市	会社員	4	800,000 (200,000)	当社の従業員
永山 友和	大阪府大阪市都島区	会社員	3	600,000 (200,000)	当社の従業員
柳 志哲	GwangMyeung-Si, Gyeonggi-do (Republic of Korea)	会社員	3	600,000 (200,000)	当社の従業員
柳樂 秀士	大阪府守口市	会社員	3	600,000 (200,000)	当社の従業員 (注) 2
奈智 政人	大阪府大阪市都島区	会社員	3	600,000 (200,000)	当社の従業員
菊本 大志	兵庫県川西市	会社員	3	600,000 (200,000)	当社の従業員
西原 一哲	神奈川県横浜市旭区	会社員	3	600,000 (200,000)	当社の従業員
新谷 一	兵庫県尼崎市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
佐武 修一	大阪府大阪市東淀川区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
宮崎 嗣	大阪府大阪市北区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
森川 将	兵庫県西宮市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
志築 直哉	兵庫県西宮市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員 (注) 3
粟井 宏明	大阪府大阪市天王寺区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
工藤 良介	大阪府大阪市北区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
清水 麻里子	大阪府大阪市中央区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
眞部 卓也	大阪府守口市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
山川 大輝	兵庫県明石市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
大塚 彩紀	滋賀県草津市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
古井 将太	大阪府大阪市都島区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
齋藤 博行	滋賀県大津市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
鈴木 和記	兵庫県川辺郡猪名川町	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員 (注) 4
中村 明順	滋賀県守山市	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
花房 海咲	大阪府大阪市北区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
若尾 保賛奈	大阪府大阪市北区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員 (注) 5
藤長 由子	大阪府堺市南区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
高橋 治人	山形県飽海郡遊佐町	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
眞田 敏寛	大阪府大阪市北区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
松山 美樹	大阪府堺市中央区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員 (注) 6
木村 有希	大阪府大阪市北区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
木村 啓太	大阪府大阪市住吉区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
静間 荘司	大阪府大阪市天王寺区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員 (注) 7
松岡 周作	大阪府大阪市福島区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
小林 直広	大阪府大阪市港区	会社員	2	400,000 (200,000)	当社の従業員
一居 善一	大阪府大阪市生野区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
井上 善司	兵庫県西宮市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員 (注) 8
西村 慎太郎	大阪府大阪市東淀川区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員
谷 ありあ	大阪府高槻市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員
ライラ 未遊	京都府京都市右京区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員
貞森 はるか	大阪府大阪市北区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員
田中 雄己	兵庫県川西市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員 (注) 9
齊藤 優介	京都府長岡京市	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員 (注) 10
松浦 正典	大阪府大阪市東淀川区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員
足立 修平	大阪府大阪市住吉区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員 (注) 11
西田 勇治	大阪府大阪市淀川区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員
徳淵 泰成	千葉県千葉市花見川区	会社員	1	200,000 (200,000)	当社の従業員

(注) 1. 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記株式数及び価格は株式分割前の割当株数及び価格で記載しております。

2. 柳樂 秀士は、退職により、権利を喪失しております。
3. 志築 直哉は、退職により、権利を喪失しております。
4. 鈴木 和記は、退職により、権利を喪失しております。
5. 若尾 保賛奈は、退職により、権利を喪失しております。
6. 松山 美樹は、退職により、権利を喪失しております。
7. 静間 莊司は、退職により、権利を喪失しております。
8. 井上 善司は、退職により、権利を喪失しております。
9. 田中 雄己は、退職により、権利を喪失しております。
10. 齊藤 優介は、退職により、権利を喪失しております。
11. 足立 修平は、退職により、権利を喪失しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年 12月29日	静間 荘司	大阪府 大阪市 天王寺区	従業員	リンク社員持株会 理事長 島井 幸太郎	大阪府大阪市北区 梅田一丁目12番12号 東京建物梅田ビル5F	従業員持株会	10	2,000,000 (200,000)	譲渡
2018年 10月10日	伊藤 正征	滋賀県 大津市	大株主上位10名	リンク社員持株会 理事長 島井 幸太郎	大阪府大阪市北区 梅田一丁目12番12号 東京建物梅田ビル5F	従業員持株会	2,000	2,600,000 (1,300)	譲渡

(注) 2018年3月12日開催の取締役会決議により、2018年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、上記のうち当該株式分割前の移動は分割前の内容を、当該株式分割後の移動は分割後の内容を記載しております。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
合同会社南谷ホールディングス (注) 2、8	大阪府守口市豊秀町二丁目7番4号 1107号室	400,000	37.85
南谷 純(注) 5、2	東京都文京区	140,000	13.25
南谷 のどか(注) 5、6、2	大阪府大阪市都島区	100,000	9.46
加藤 めぐみ(注) 5、2	広島県広島市安佐南区	100,000	9.46
南谷 清江(注) 4、2	大阪府守口市	80,000	7.57
南谷 浩(注) 1、2	大阪府守口市	72,000	6.81
情報技術開発株式会社(注) 2	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	20,000	1.89
株式会社日本アクセス(注) 2	東京都品川区西品川一丁目1番1号	20,000	1.89
リンク社員持株会(注) 2	大阪府大阪市北区梅田一丁目12番12号 東京建物梅田ビル5階 株式会 社リンク内	8,000	0.76
西巻 昌美(注) 2	大阪府大阪市此花区	6,000 (4,000)	0.57 (0.38)
永山 友和(注) 2、6	大阪府大阪市都島区	6,000 (4,000)	0.57 (0.38)
岡本 数彦(注) 6	京都府長岡京市	5,000 (4,000)	0.47 (0.38)
柳 志哲(注) 2、6	GwangMyeung-Si, Gyeonggi-do (Republic of Korea)	4,800 (2,800)	0.45 (0.26)
島井 幸太郎(注) 2、6	兵庫県川辺郡猪名川町	4,800 (2,800)	0.45 (0.26)
木村 安壽(注) 2、3	大阪府枚方市	4,400 (2,400)	0.42 (0.23)
宮崎 嗣(注) 2、6	大阪府大阪市北区	4,200 (2,200)	0.40 (0.21)
林 亨(注) 3	東京都中央区	4,000 (4,000)	0.38 (0.38)
菅 智生(注) 6、2	大阪府大阪市北区	3,200 (1,200)	0.30 (0.11)
大石 知己(注) 7、2	埼玉県さいたま市浦和区	3,000 (1,000)	0.28 (0.09)
紺谷 健治(注) 7、2	滋賀県大津市	3,000 (1,000)	0.28 (0.09)
新谷 一(注) 6	兵庫県尼崎市	2,600 (2,600)	0.25 (0.25)
中村 明順(注) 2、6	滋賀県守山市	2,600 (600)	0.25 (0.06)
浅川 三人(注) 7	奈良県大和郡山市	2,400 (2,400)	0.23 (0.23)
佐武 修一(注) 6	大阪府大阪市東淀川区	2,200 (2,200)	0.21 (0.21)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
永尾 正人 (注) 2	大阪府大阪市都島区	2,000	0.19
南谷 武 (注) 5、 2	大阪府南河内郡河南町	2,000	0.19
松間 喜彦 (注) 2	京都府京都市下京区	2,000	0.19
山田 彰 (注) 2	北海道旭川市	2,000	0.19
耳野 賢 (注) 2	奈良県奈良市	2,000	0.19
清水 高士 (注) 2	大阪府大阪市福島区	2,000	0.19
水野 勉 (注) 2	京都府京田辺市	2,000	0.19
水野 雅文 (注) 2	京都府京田辺市	2,000	0.19
堀井 秀則 (注) 2	岡山県岡山市中区	2,000	0.19
長尾 修治 (注) 2	大阪府東大阪市	2,000	0.19
加藤 賢哉 (注) 2	東京都北区	2,000	0.19
野津 基弘 (注) 2	東京都港区	2,000	0.19
久保 祐 (注) 7、 2	兵庫県神戸市東灘区	2,000	0.19
森川 将 (注) 6	兵庫県西宮市	1,800 (1,800)	0.17 (0.17)
伊井 加奈 (注) 6	大阪府大阪市北区	1,600 (1,600)	0.15 (0.15)
一居 善一 (注) 6	大阪府大阪市生野区	1,600 (1,600)	0.15 (0.15)
奈智 政人 (注) 6	大阪府大阪市都島区	1,600 (1,600)	0.15 (0.15)
齋藤 博行 (注) 6	滋賀県大津市	1,600 (1,400)	0.15 (0.13)
粟井 宏明 (注) 6	大阪府大阪市天王寺区	1,400 (1,400)	0.13 (0.13)
北尾 和也 (注) 6	大阪府堺市東区	1,400 (1,400)	0.13 (0.13)
菊本 大志 (注) 6	大阪府大阪市東淀川区	1,200 (1,200)	0.11 (0.11)
北浦 敏雄	大阪府堺市美原区	1,000	0.09
石田 成美 (注) 5	大阪府富田林市	1,000	0.09
山田 稔	北海道旭川市	1,000	0.09
山田 美智恵	北海道旭川市	1,000	0.09
御堂前 千歳	奈良県生駒市	1,000	0.09
畠山 隆雄 (注) 3	大阪府富田林市	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
金谷 仁史 (注) 7	大阪府堺市堺区	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
竹島 美旭(注) 6	大阪府大阪市平野区	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
工藤 良介(注) 6	大阪府大阪市北区	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
楊 麻里子(注) 6	大阪府大阪市東成区	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
眞部 卓也(注) 6	大阪府守口市	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
山川 大輝(注) 6	大阪府大阪市東淀川区	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
藤長 由子(注) 6	大阪府堺市南区	1,000 (1,000)	0.09 (0.09)
大塚 彩紀(注) 6	滋賀県草津市	800 (800)	0.08 (0.08)
古井 将太(注) 6	大阪府大阪市都島区	800 (800)	0.08 (0.08)
高橋 治人(注) 6	山形県飽海郡遊佐町	800 (600)	0.08 (0.06)
西原 一哲(注) 6	神奈川県横浜市旭区	800 (800)	0.08 (0.08)
花房 海咲(注) 6	大阪府大阪市都島区	600 (600)	0.06 (0.06)
眞田 敏寛(注) 6	大阪府大阪市北区	600 (600)	0.06 (0.06)
木村 有希(注) 6	大阪府大阪市北区	400 (400)	0.04 (0.04)
木村 啓太(注) 6	大阪府大阪市住吉区	400 (400)	0.04 (0.04)
松岡 周作(注) 6	大阪府大阪市福島区	400 (400)	0.04 (0.04)
小林 直広(注) 6	大阪府大阪市港区	400 (400)	0.04 (0.04)
西村 慎太郎(注) 6	大阪府大阪市東淀川区	200 (200)	0.02 (0.02)
谷 ありあ(注) 6	大阪府高槻市	200 (200)	0.02 (0.02)
ライラ 未遊(注) 6	京都府京都市右京区	200 (200)	0.02 (0.02)
眞森 はるか(注) 6	東京都中央区	200 (200)	0.02 (0.02)
松浦 正典(注) 6	大阪府大阪市東淀川区	200 (200)	0.02 (0.02)
西田 勇治(注) 6	大阪府大阪市淀川区	200 (200)	0.02 (0.02)
徳淵 泰成(注) 6	千葉県千葉市花見川区	200 (200)	0.02 (0.02)
計	—	1,056,800 (64,400)	100.00 (6.09)

(注) 1. 特別利害関係者等(当社の代表取締役)

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等（当社の取締役）
4. 特別利害関係者等（当社の代表取締役の配偶者）
5. 特別利害関係者等（当社の代表取締役の二親等以内の血族）
6. 当社の従業員
7. 外部協力者
8. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）
9. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
10. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

2018年11月6日

株式会社リンク

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 巖 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土居 一彦 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リンクの2016年1月1日から2016年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リンクの2016年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

2018年11月6日

株式会社リンク

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 巖 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土居 一彦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リンクの2017年1月1日から2017年12月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リンクの2017年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

2018年11月6日

株式会社リンク

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒井 巖 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土居 一彦 ㊟

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社リンクの2018年1月1日から2018年12月31日までの第32期事業年度の第3四半期会計期間（2018年7月1日から2018年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2018年1月1日から2018年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リンクの2018年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

